

寒川町みんなの地域福祉つながりプラン（素案）

第5次寒川町地域福祉計画・第6次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和6（2024）年8月

寒川町健康福祉部福祉課

寒川町社会福祉協議会

はじめに（町長・町社会福祉協議会会長個別にあいさつを掲載）

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	3
4 前計画の評価	4
5 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）	6
6 地域の捉え方	7
第2章 現状と将来予測	8
1 人口の将来推計	8
2 世帯の将来推計	8
3 出生数及び合計特殊出生率の推移	9
4 要支援・要介護認定者の推移	9
5 障がい者数の推移	10
6 生活保護世帯数と保護率の推移	10
第3章 計画の内容	11
1 計画の体系	11
2 施策の展開	13
基本目標1 みんなで参加しよう	13
①地域福祉活動に参加しよう	13
②みんなで交流しよう	15
③みんなで学ぼう	17
④みんなで解決しよう	19
基本目標2 みんなで支え合おう	20
①相談の機会を作ろう	20
②相談の機会を知らせよう	23
③みんなで気づこう	25
基本目標3 みんなで安全・安心に暮らせるまちにしよう	27
①みんなで助け合おう	27
②みんなで共有しよう	29
③みんなで話し合おう	31

④みんなでつながろう	33
⑤暮らしを守ろう	35
第4章 計画の推進体制	36
1 計画の進行管理	36
2 評価指標の設定	36
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	37
第6章 再犯防止推進計画	39
資料編	41
1 町民アンケートの結果	41
2 計画策定の経過	51
3 寒川町地域福祉計画調整会議設置要綱	51
4 寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱	53
5 寒川町地域福祉計画推進会議委員名簿	56
6 用語解説	57

用語の表記について

本計画では、障害の「害」という漢字を用いず、法令、団体名等の固有
名詞を除き、原則として平仮名で表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本町では、町民一人ひとりが真の豊かさを実感できる福祉社会、誰もがその人らしく安心して充実した生活が送れるような地域社会の構築を推進するため、平成17（2005）年度に第1次寒川町地域福祉計画を策定しました。

その後、平成27（2015）年度には、地域福祉を推進するための基本的指針となる第3次寒川町地域福祉計画と、住民組織、地域住民の取り組み目標を提案する第4次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体化した「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を策定し、地域福祉推進の方向性や共通目標の設定、地域情報の共有化、各組織や住民の役割の明確化を図りました。

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい昨今の複雑化・複合化した課題に対しては、受け手・支え手の関係を超えてつながり、住民や行政、各団体等が支え合い、地域丸ごとで解決していくことが必要です。第4次寒川町地域福祉計画の計画期間が令和6（2024）年度で終了することから、引き続き計画的に地域福祉を推進するために、第5次寒川町地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

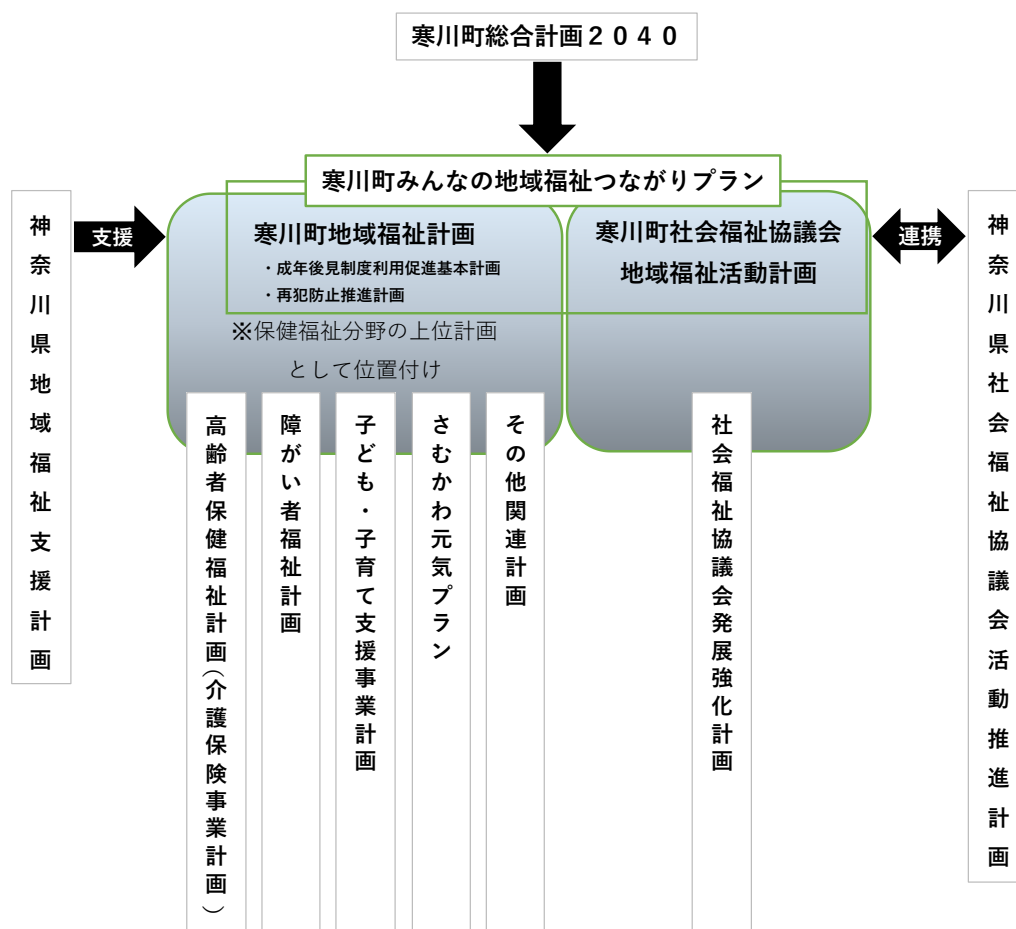
本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画です。高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を一体的に定める各福祉分野の上位計画として位置付けられています。

本町においては、「寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」「寒川町障がい者福祉計画」や「寒川町子ども・子育て支援事業計画」、福祉と密接な関係にある「さむかわ元気プラン」やその他関連計画の上位計画とします。

また、寒川町社会福祉協議会が策定する、「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条の規定に基づき、地域住民、当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者、ボランティア、NPO、保健医療福祉の専門機関等が相互に協力し、連携を図りながら、様々な具体的施策や事業を通して、地域の福祉課題に取り組む活動・行動計画です。この「地域福祉活動計画」と引き続き一体的に策定し、その実効性を高めます。

なお、魅力あるまちづくりを進めるための総合的、計画的な町政運営の指針である「寒川町総合計画 2040」を上位計画とします。

そして、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に定める市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条に定める地方再犯防止推進計画を包含するとともに、「神奈川県地域福祉支援計画」「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」も踏まえた計画とします。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 10（2028）年度までの 4 年間とします。上位計画としている「寒川町総合計画 2040」の第 2 次実施計画に合わせ、整合性を図ります。ただし、社会情勢の変化等により適宜、見直しを検討します。

令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
寒川町総合計画 2 0 4 0 第 2 次実施計画			
【本計画】寒川町みんなの地域福祉つながりプラン			
第 9 次高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）		第 1 0 次（予定）	
障がい者福祉計画		次期（予定）	
第 3 期子ども・子育て支援事業計画			
第 2 次さむかわ元気プラン（後期）			

4 前計画の評価

前計画である、第4次寒川町地域福祉計画・第5次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画では、基本理念として「みんなでつながり ささえあう町 さむかわ」の実現を目指し、地域の様々な福祉課題に対して、一人ひとりの町民、地域、行政や社会福祉協議会などが互いに協力し取り組み、支え合うための、3つの基本目標を設定し、地域福祉の推進を行ってきました。

各基本目標における、施策の方向性で掲げた事業については、おおむね計画通りの実施となっていますが、高齢化率の上昇、生活課題の複雑化、新型コロナウイルス感染症の蔓延など、地域を取り巻く環境や社会状況の変化に伴い、今後も継続して取り組むべき事業や、さらなる工夫を検討すべき事業も散見されます。

基本目標1「みんなで学びあい参加しよう」では、地域福祉活動を積極的に行える体制づくりや学びの場の提供を目指しました。ボランティアセンターを中心に新たなボランティア活動の場を創設したり、認知症や障がいについての理解啓発や支援の担い手となれるような養成講座を継続実施したりするなど、様々な取り組みを行ってきました。

一方、コロナ禍に伴う住民の地域福祉活動への参加意欲の低下や、高齢化による地域福祉活動への参加や活動の実施が難しくなっている現状があります。また、町民アンケートの結果より、ささえあい活動（地域福祉活動等）を身近に感じていない人が半数以上を占めていることも、課題として挙げられます。

基本目標2「みんなでつながり支え合おう」では、地域のつながりを強め、地域全体で支援ができる包括的な支援体制の推進を目指しました。包括的な相談支援の実施のために、社会福祉協議会では総合相談機能としての心配ごと相談専用ダイヤルの開設を行ったり、生活課題の早期把握を目指すために、民生委員・児童委員や保護司といった地域関係者との連携強化や研修を行ってきました。特に、地域の生活課題が複雑化・複合化する中、あらゆる相談を地域で受け止めるためには、住民や地域関係者への理解促進、支援機関の支援の質の向上、関係機関による連携強化などが引き続き求められます。

包括的な支援体制の構築は、一朝一夕に成し遂げられるものではなく、町民アンケートの結果によると、日常的につながりのある家族以外の人については、地域関係者や福祉専門職とのつながりがまだまだ低いという現状です。

基本目標3「みんなで安全・安心に暮らせる町にしよう」では、すべての人々が安全に安心して暮らせるよう、様々な住民・機関との連携、協働を通じ、支援体制の整備や緊急時の体制づくりの推進を目指しました。認知症初期集中支援チームによる支援や、権利擁護支援の推進に向けた権利擁護ネットワーク連絡会の開催など、支援機関によるチーム支援の強化や、独居等高齢者訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業などの実施により、支援を必要とする人の早期発見などに努めました。社会福祉協議会では、寒川町地域社会福祉ネットワーク連絡会を発足させ、町内の社会福祉法人との連携や災害ボランティアセンターのICT化への取り組み、生活支援コーディネーターによる地域の中での課題解決や解消を図る仕組みづくりのための取り組みなど、子ども、障がい、高齢分野を問わず、幅広い世代で生活の不安や生活課題を解決できる体制づくりを実施してきました。

一方、独居高齢者や英語が通じない外国籍の方の増加など支援対象・世帯の多様化により、円滑な支援の実施が難しい現状があることなど、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築に向けては、まだまだ課題が残っています。

このような状況を踏まえ、前計画で定めた各基本目標の達成に向けた取り組みは、一部道半ばの状況であることと、前計画の基本理念および各基本目標は、地域共生社会の実現に向けた考え方及び町総合計画で目指す方向性とも合致していることから、第5次寒川町地域福祉計画・第6次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画でも継承することを基本とし、新たな施策の方向性や具体的な取り組みも展開していきます。

5 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。町としては、「SDGs 日本モデル」宣言に則り、民間団体や町民等と連携して SDGs の推進に取り組むことで地域の課題解決と地方創生を目指していきます。



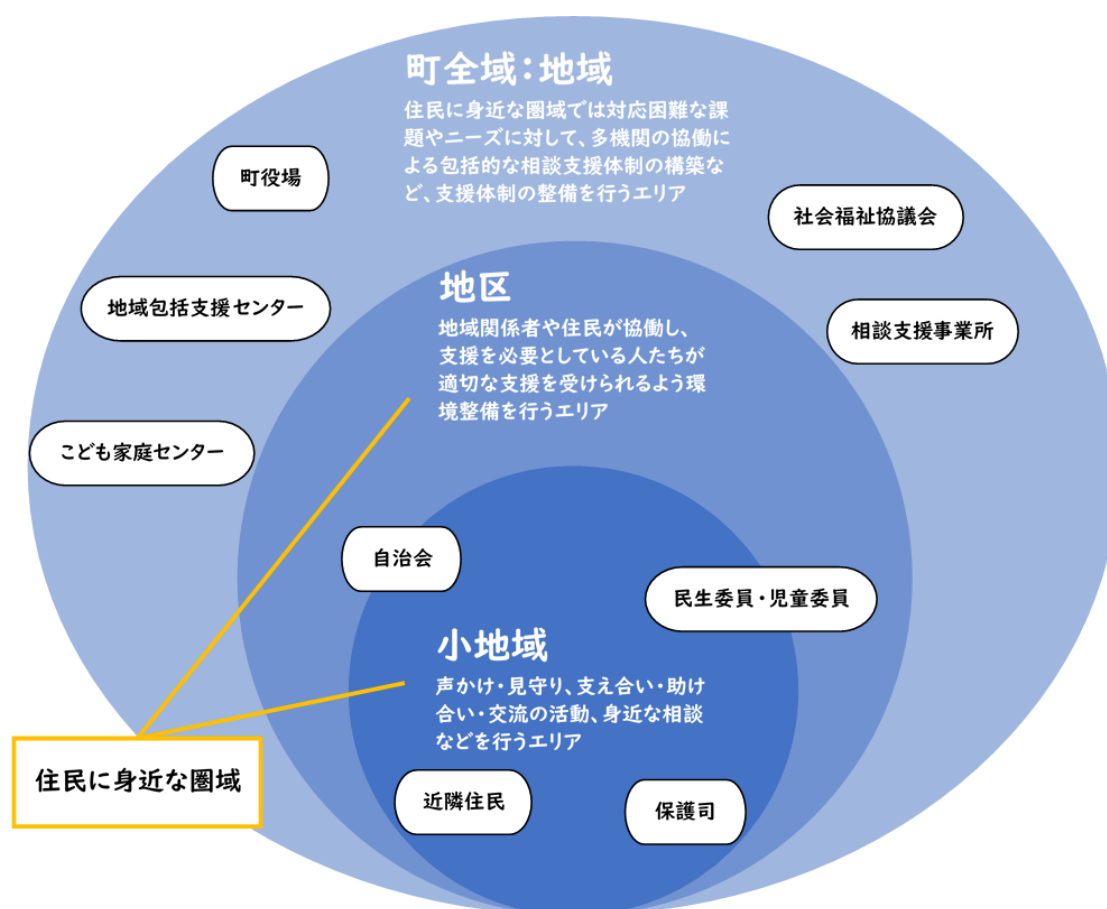
SDGs の掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の実現と関連性があることから、本計画では以下の 6 つの目標達成に寄与することが期待されます。



6 地域の捉え方

本計画では地域の設定を、近隣住民同士の交流など住民により身近な範囲を「小地域」、住民や地域関係者が協働しながら地域福祉を推進する範囲を「地区」、範囲を限定せずに町全体で支援体制等の構築を行う範囲を「地域」の3つとしています。

3つの地域ごとの機能や特性を把握し、重層的かつ包括的に整備しながら、各施策の方向性を展開していくことを目指します。



(上図記載の社会資源は一例)

第2章 現状と将来予測

1 人口の将来推計

※今後掲載予定

2 世帯の将来推計

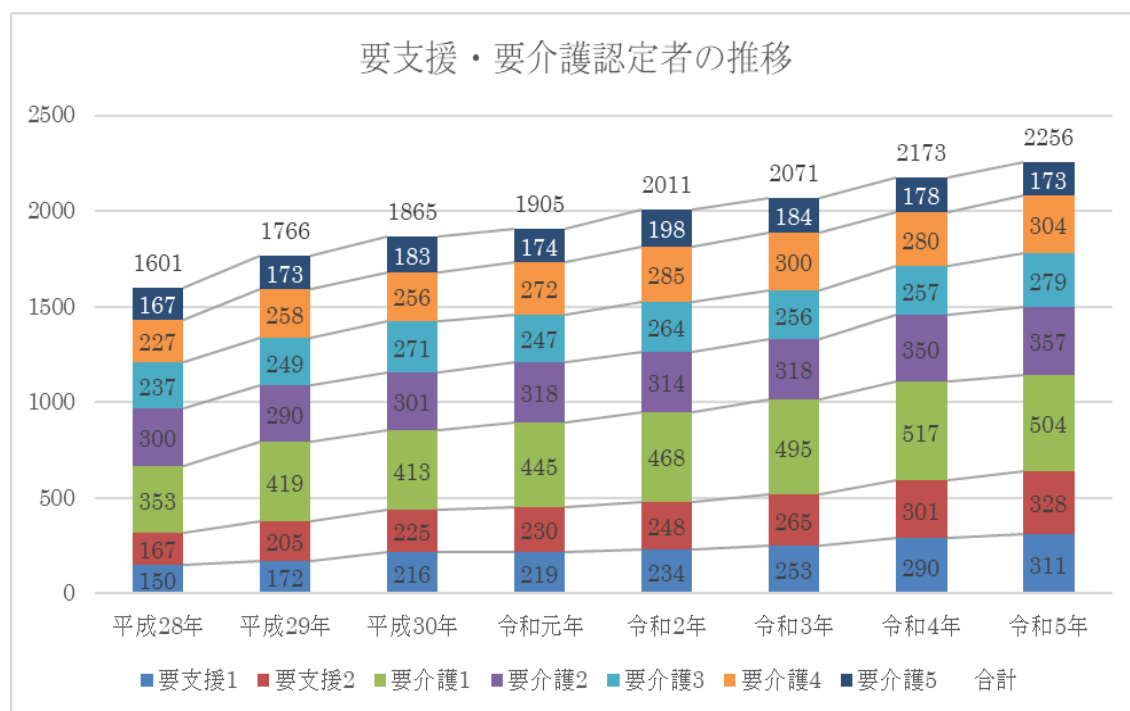
※今後掲載予定

3 出生数及び合計特殊出生率の推移

※今後掲載予定

4 要支援・要介護認定者の推移

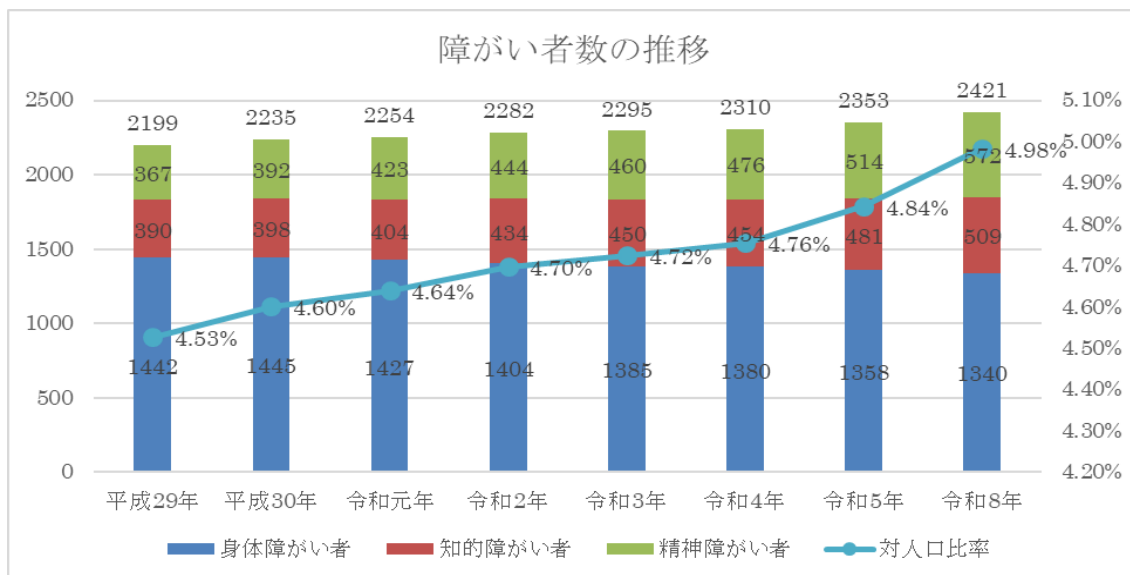
本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、介護度別でみると、要介護1が最も多く、次いで要介護2が多い状況となっています。



(第9次高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)より引用)

5 障がい者数の推移

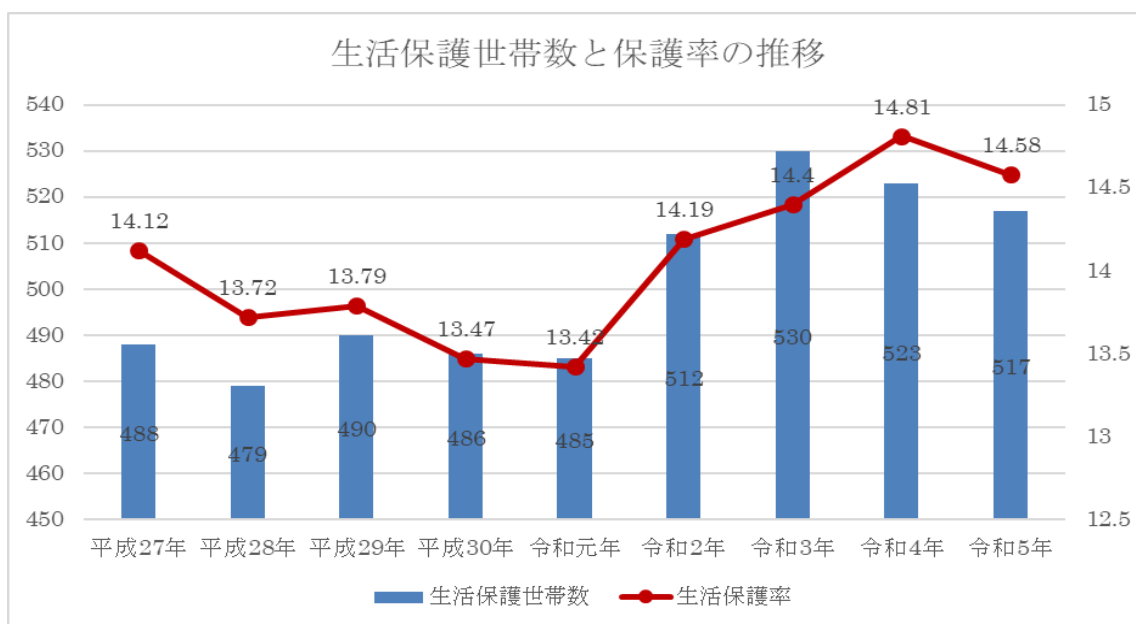
本町の障がい者数は年々増えており、対人口比率も増加しています。身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、特に精神障がい者は増加傾向にあり、今後も続くと予測されています。



(障がい者福祉計画より引用)

6 生活保護世帯数と保護率の推移

生活保護世帯数は令和元（2019）年以降に急上昇し、令和3（2021）年にピークを迎えました。また、生活保護率は上昇が続いていましたが、令和5（2023）年は微減となりました。



第3章 計画の内容

1 計画の体系

本計画では、地域の様々な福祉課題に対して、一人ひとりの町民、団体、行政や社会福祉協議会などが互いに協力して取り組み、支え合うことで地域福祉の推進を目指しています。

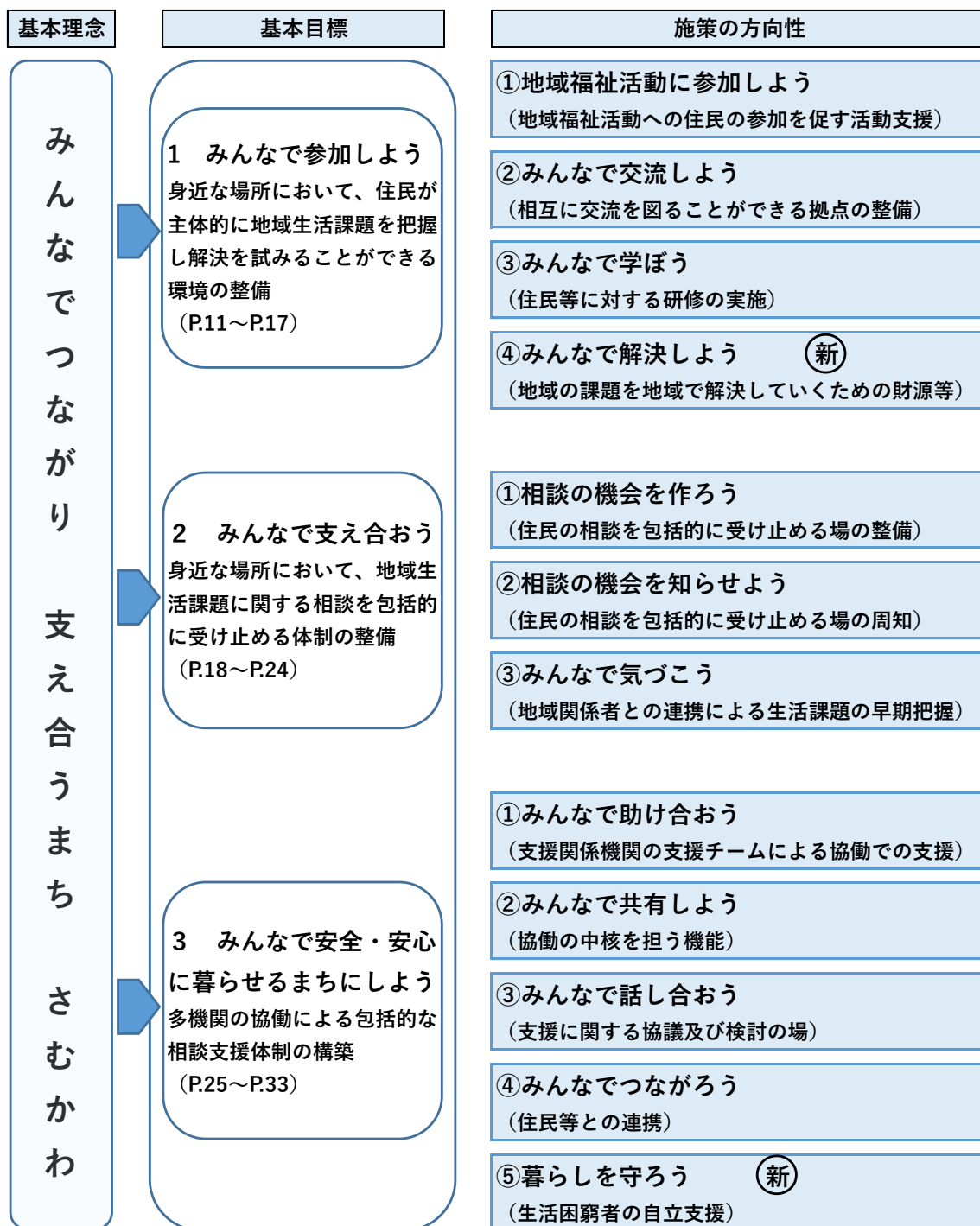
また、本章では、基本理念・基本目標・施策の方向性を示し、個別事業については各個別計画において定めます。

基本理念 「みんなでつながり 支え合うまち さむかわ」

町民が暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の進行を踏まえ、町民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、みんなが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

そして、町総合計画で掲げる、思いやりや助け合いといった人のつながりによる地域福祉を推進していくことで、福祉の充実を図り、すべての町民が生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

国が示す地域共生社会の実現に向けた考え方、及び町総合計画で目指す方向性と合致することから、本計画の基本理念は、前計画で掲げたものを継承します。



※すべての町民、多種多様な団体、行政、社会福祉協議会が参加し、多様性を尊重するとともに、誰もが役割を持ち、支え合うことのできる地域共生社会を目指す意味を込めて、「みんな」という表現をしています。

2 施策の展開

基本目標1 みんなで参加しよう

〔施策の方向性〕

① 地域福祉活動に参加しよう

（地域福祉活動への住民の参加を促す活動支援）

現状と課題

アンケートでは、ささえあいが行われていることを身近に「感じない」が半数以上を占めています。また、ささえあい活動に参加しない理由については、「地域でどのような活動が行われているか、わからない」、「どうやって参加したらよいかわからない」、「参加する意味がわからない」を合わせると半数以上を占めており、ささえあい活動への参加に必要なことについては、「ささえあい活動の情報提供」が最も多くなっています。このことから、地域福祉活動（ささえあい活動）が、住民にとって身近なものとして浸透するような周知や理解啓発活動に課題があると考えます。

また、ささえあい活動に参加したいと思うか、という問いには「どちらともいえない」が6割以上を占めていることから、この層が地域福祉活動の参加に向けて興味を持てるような土壌づくりも必要だと考えます。

今後の方向性

- 生活支援コーディネーターを配置し、医療・介護の分野だけではなく、地域における生活支援等サービスを行う団体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。（高齢者保健福祉計画）
- 高齢者が社会参加や社会貢献をする場、生きがいを確保するために、シルバー人材センターの機能充実・新規事業の開拓支援を推進します。（高齢者保健福祉計画）
- 他者との交流や地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブを支援します。（高齢者保健福祉計画）

- 身近にそして気軽にボランティア活動ができるよう、ボランティアのマッチングや新たなニーズの掘り起こしなどをより積極的に行い、地域福祉活動への参加を支え、活動の場を作ります。(社協発展強化計画)
- これまで、自治会を通じた高齢者対象のサロン活動や高齢者や子育て世代などが集まれる居場所、子どもの食事とコミュニケーションを大切にする子ども食堂など、多くの団体活動が社協を通じて生まれてきました。これらの活動の主体者は参加者も含めたボランティア、地域住民です。住民同士のお互いさまの関係が築いていけるよう、より多くの地域福祉活動への参加につながるよう支援します。(社協発展強化計画)
- 社会参加と生きがいづくりは、心身の健康づくりにつながり、孤立や孤独を遠のけ、健康寿命の延伸や介護予防にもつながります。そのような場所がより多くの住民に届くよう取り組みます。(社協発展強化計画)

具体的な取組

- ・生活支援体制整備事業
- ・シルバー人材センターの支援
- ・シニアクラブの育成
- ・ボランティア活動支援事業
- ・福祉有償運送事業
- ・小地域福祉活動
- ・シニアげんきポイント事業

[施策の方向性]

② みんなで交流しよう（相互に交流を図ることができる拠点の整備）

現状と課題

地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、住民誰もが相互に交流を図れるような、自治会や地域住民・組織において行われるサロンや見守り・交流といった活動の場、誰もが気軽に参加できる場、住民と医療・福祉等の専門職が話し合う場など、地域福祉活動の拠点を整備することが重要となります。小地域福祉活動を推進する住民のなかには、コロナ禍での活動制限による気持ちの離れや、高齢化による活動の継続が困難となっている例もあります。

アンケートにある、寒川町みんなの地域福祉つながりプランの取り組みで知っているものについては、「地域包括支援センター」、「ボランティアセンター」、「ふれあい福祉フェスティバル」など、社会福祉協議会で実施している事業が上位を占めていることから、これら認知度が高い拠点も活かしながら、地域福祉活動団体や地域関係者とさらなる協働を通じた、拠点の整備を行っていく必要があります。

今後の方向性

- 高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、気軽に訪れることのできる通いの場としての介護予防教室や身近な場所で実施する介護予防講師派遣事業をより一層推進します。（高齢者保健福祉計画）
- ふれあいセンターにおいて、高齢者のニーズに応じた事業を行うことにより、生きがい創出や健康増進、介護予防の促進を図ります。（高齢者保健福祉計画）
- 子育て支援センターにおいて、子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。（子ども・子育て支援事業計画）
- 民生委員・児童委員と連携し、地域の子育て世帯の交流を促進するため、子育てひろばを開催します。（子ども・子育て支援事業計画）

○子育て中の親子や障がい児者を対象とした、見守りや顔の見える関係づくり、気軽に参加できる交流と仲間づくりの場である社会福祉協議会のサロン活動を引き続き実施します。（社協発展強化計画）

○誰でも気軽に参加でき、交流しながら、町の福祉を知る、感じることができるイベント「寒川町ふれあい福祉フェスティバル」を住民・福祉関係団体・企業等で協力し合いながら実施し、福祉啓発と交流を行います。
（社協発展強化計画）

○地域の人が気軽に訪れることができる、認知症の人でも気軽に参加できるコミュニティカフェ（認知症カフェ）を定期的に開催します。
（社協発展強化計画）

具体的な取組

- ・介護予防教室の実施
- ・介護予防講師派遣事業
- ・ふれあいセンターの管理運営
- ・子育て支援センター事業
- ・子育てひろばの開催
- ・子育て世代、障がい児者の居場所（サロン事業）
- ・寒川町ふれあい福祉フェスティバル
- ・こすもすカフェ（地域包括支援センター事業）

[施策の方向性]

③ みんなで学ぼう（住民等に対する研修の実施）

現状と課題

アンケートでは、社会福祉協議会が行っている事業で充実してほしい事業の上位に「小・中学生福祉教育への支援」があるように、福祉学習・福祉教育の需要が一定数あると考えます。また、高齢化社会に伴い、認知症の人が増加することも想定されるため、認知症サポーター養成講座などにより、多くの人に認知症の正しい知識を普及していくことも必要となります。

地域共生社会の実現や複雑化・複合化した課題がある人の発見・解決に向けては、住民をはじめ多様な主体誰しもが「我が事」として参画し、「丸ごと」つながる必要があります。そのためには、一人ひとりが自分の住む地域に対する興味関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、福祉に触れ合える環境やきっかけ作りが重要となります。

今後の方向性

○認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の普及を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。（高齢者保健福祉計画）

○聴覚障がいのある人が積極的に社会へ参加できるよう支援するため、聴覚障害者協会の協力を得て手話通訳者養成講座を開催します。（障がい者福祉計画）

○ボランティア活動を知り、体験し、始める、そのきっかけの場となるように、町で活動するボランティア団体や関係団体の協力で、対象も子どもから大人まで様々に、ボランティアの体験や講座を開催します。また、新たな地域課題やニーズに対応できるようあらゆる角度からのテーマをもってボランティアの裾野をひろげることに取り組んでいきます。（社協発展強化計画）

○福祉について学び、考える機会として、日頃から身近な福祉の視点を持つことが大切です。町内の小中学校へ福祉を育む学びとして、福祉作文の募集や福祉体験の実施、福祉体験プログラムの相談、福祉体験に係る費用の助成等の支援を行い、福祉教育を推進します。（社協発展強化計画）

○多様化する生活課題を解決していくためには、制度や公的サービスだけではなく地域住民による支援活動や、地域資源の活用・開発を図っていくことが必要です。生活課題の解決において専門職と地域住民が互いの役割を理解し、協力し合える環境を整えるために、専門職による講座等を開催し、啓発活動を行っています。（社協発展強化計画）（成年後見制度利用促進基本計画）

具体的な取組

- ・ 認知症サポーター養成研修事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ ボランティア講座事業
- ・ 福祉教育事業
- ・ 福祉作文事業
- ・ 成年後見講座
- ・ 認知症サポーター養成講座（地域包括支援センター事業）

[施策の方向性]

④みんなで解決しよう

(地域の課題を地域で解決していくための財源等)



現状と課題

地域の課題を地域で解決していくためには、どのように社会資源や財源の確保・創出を図っていくかを考える必要があります。公的財源だけでなく、共同募金などの、地域の福祉ニーズや課題に対して、柔軟に対応できるような民間財源等の活用を通して、地域福祉の推進を支えていくことが期待されます。

今後の方向性

○町内の社会福祉法人による、地域における公益的な取り組みのため、地域の福祉課題について法人同士が把握、理解、共有し、法人の枠組みを越えて連携して問題解決に向けて取り組みます。(社協発展強化計画)

○地域福祉の推進のために各事業を実施するための財源の確保は必須です。会員制度で住民や団体等から広く会費を募るとともに、個人、団体、企業等からの寄付先に町社会福祉協議会が選ばれるように取り組むことで財源の安定化に努めます。(社協発展強化計画)

○神奈川県共同募金会寒川町支会として、地域福祉事業、町内福祉施設や福祉活動団体、災害時のボランティア活動支援のために活用するべく、自治会からの協力、町内の福祉団体や小中学校と連携し、募金運動を実施します。(社協発展強化計画)

具体的な取組

・町内社会福祉法人との連携(地域共生社会推進事業)



・一般会員、賛助会員の募集、加入促進



・善意のこころ事業(寄付金受入)



・神奈川県共同募金会寒川町支会事務



基本目標2 みんなで支え合おう

[施策の方向性]

①相談の機会を作ろう（住民の相談を包括的に受け止める場の整備）

現状と課題

アンケートでは、現在抱えている悩みや困りごとがある人が、8割を超えており、悩みや困りごとの相談相手としては、「家族や親戚」、「友人」などの身近な人が過半数を占めています。また、日常的につながりのある家族以外の人については、地域関係者や福祉専門職とのつながりが低い傾向にあります。このことから、家族や友人など身近な人への相談で済ませたり、相談先がわからなかったりする人が一定数いる可能性があります。

現在、相談事業として、制度の狭間にある内容など、あらゆる困りごとを包括的に受け止めています。相談を受けた職員の裁量に左右されない支援が重要となります。

8050問題やひきこもり、ダブルケアなど地域の課題が複雑化・複合化する中で、本人や世帯の属性、世代等の状況に関わらず、課題や困りごとを包括的に受け止める場として、既存の総合相談機能を強化すると同時に、各支援機関と連携しながら、適切な支援につながるよう、重層的かつ包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

今後の方向性

○相談先がわからない人に対し、総合相談機能を明確にすることで、積極的な相談につながることに加え、支援機関だけでなく困りごとのある当事者の周りにはいる地域住民や地域関係者が、明確化した相談先を適宜紹介するといった副次的な効果も期待され、誰一人取り残さない支援へとつなげます。

○地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、こども家庭センターなど、既存の相談機能は維持・活用しつつ、社会福祉協議会の総合相談機能との連携を強化することで、複雑化・複合化した課題を重層的かつ包括的に受け止めます。

○地域包括支援センターにおける出張相談、独居等高齢者訪問事業や母子健康教育事業における父親・母親教室や乳児家庭全戸訪問事業によるアウトリーチ型の相談機会も設けることで、相談支援体制の充実を図ります。

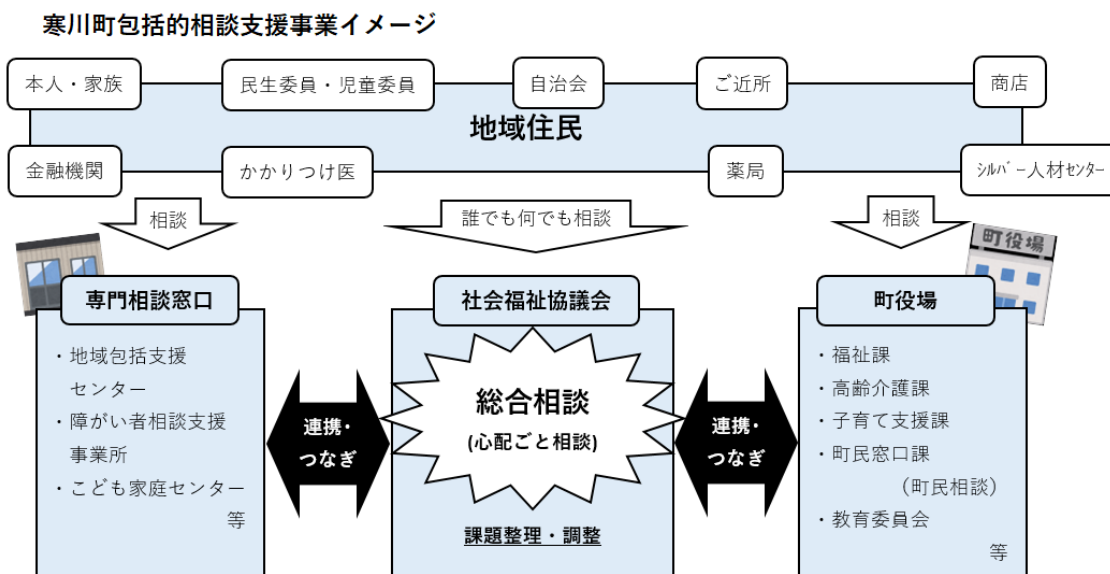
（高齢者保健福祉計画）（子ども・子育て支援事業計画）

○高齢者に対する総合的な相談支援、権利擁護業務、地域における連携体制づくりを目的とした地域包括支援センターを運営し、ダブルケア・ヤングケアラーを含む高齢者に関する総合相談窓口としての体制を一層充実します。

（高齢者保健福祉計画）

○「ひとりで抱えず、聞かせてください」、住民の相談を丸ごと受け止める心配ごと相談に社会福祉士が対応します。（社協発展強化計画）

○住民の生活の悩みごと・困りごと、介護サービスや障がい福祉サービス、育児や子育て相談、生活困窮についてなどの様々な相談に対して、関係機関それぞれの相談機能は維持しつつ、各機関での連携強化を図り、適切な相談場所へつながるような相談支援を実施します。（社協発展強化計画）



具体的な取組

- ・ 総合相談機能の明確化
- ・ 支援機関の連携強化
- ・ 様々な相談機会の提供
- ・ 地域包括支援センター運営事業
- ・ 心配ごと相談（相談事業）
- ・ ボランティアセンター運営事業
- ・ 高齢者の総合相談（地域包括支援センター事業）

〔施策の方向性〕

②相談の機会を知らせよう

（住民の相談を包括的に受け止める場の周知）

現状と課題

アンケートでは、悩みや困りごとの相談相手としては、「家族や親戚」、「友人」などの身近な人が過半数を占めており、日常的につながりのある家族以外の人については、地域関係者や福祉専門職とのつながりが低い傾向にあります。このことから、相談先がわからないが故に、家族や友人などの身近な人への相談にとどまっている可能性があります。既存の総合相談機能の強化や各支援機関との連携による包括的相談支援体制の構築を図っても、それらが認知されていなければ、積極的な相談にはつながりません。

生活課題を抱えた本人、世帯が地域で孤立しないよう、広報誌だけでなく、地域住民、地域関係者等へ個別に対応するなど、あらゆる方法で包括的な相談の機会を周知していく必要があります。

今後の方向性

○「こんなこと、知らなかったわ」という声を着実に減らしていくことに真摯に取り組めます。紙とインターネット、まだ両方が必要です。広報紙とホームページのリニューアルにより、町民からの広報紙「社協さむかわ」やホームページへの反応があり、ホームページのアクセス数からも一定の認知を得ていることがわかりました。引き続き、社会福祉協議会の地域支援と個別支援の各事業、包括的な相談窓口を含めた福祉情報を見やすい紙面で届けます。

（社協発展強化計画）

○相談する場所の一つとしてより住民の認知度を高めるべく、社会福祉協議会や町地域包括支援センター（3 か所）や他機関等の相談場所も含めて広く周知します。（社協発展強化計画）

○車いすの貸し出しや在宅で高齢者や障がい児者を介護している世帯への紙おむつ代の一部助成で経済的負担の軽減を図りつつ、申請時に近況を伺うなど、利用者や介護者の状況を踏まえながら必要な福祉情報の提供等を図ります。
(社協発展強化計画)

○経済的に困窮している住民に対して必要な資金の貸付と相談支援を行う生活福祉資金貸付事業において、特に子どもの貧困の連鎖を防ぐべく教育支援資金貸付制度の周知をより進めます。(社協発展強化計画)

具体的な取組

- ・ 広報誌、ホームページ、SNS の活用
- ・ 広報紙事業、社協 PR 事業
- ・ 相談場所の周知（地域包括支援センター事業）
- ・ 紙おむつ代助成事業
- ・ 車いす貸出事業
- ・ 教育支援資金の貸付（生活福祉資金貸付事業）

[施策の方向性]

③みんなで気づこう

(地域関係者との連携による生活課題の早期把握)

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展に加え、生活様式（ライフスタイル）の多様化が進むことで、地域のコミュニティが希薄化し、孤独・孤立が大きな問題となっていることから、民生委員・児童委員などといった地域関係者の役割は重要となります。

アンケートでは、日常的につながりがある家族以外の人について、「民生委員・児童委員」、「自治会会員」など地域関係者の割合が全体の 1 割未満と低い状況です。その反面、「近所の人」の割合は高く、隣近所との普段の付き合い方については、「道で会えばあいさつくらいする」、「たまに立ち話をする」が併せて 7 割以上を占めており、何らかのコミュニケーションをとっています。隣近所同士の普段のコミュニケーションの中で互いの変化に気づき合い、「近所の人」とのつながりを通じた地域関係者との連携を図ることで、生活課題の早期把握につながる可能性があります。

今後の方向性

- 民生委員・児童委員などの地域関係者や支援機関等との意見交換の場を活用しながら連携を図ることで、生活課題を抱えた地域住民が適切な支援につながるような仕組みをつくります。
- 地域包括支援センターの職員が独居高齢者宅を訪問し、相談支援を実施します。（高齢者保健福祉計画）
- 助産師または保健師が乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談支援を実施します。（子ども・子育て支援事業計画）

○犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えていくために、保護司との連携を強化し、住民への周知活動を実施することで、地域理解の促進を行うと同時に、保護司が安心・安全に活動を行うための環境をつくります。

（再犯防止推進計画）

○地域の身近な生活課題の早期発見のためには、自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ連合会、学校、各種の地域活動団体、企業等とのネットワークを密にし、必要な情報発信を行い合えることが必要です。そのために、「地域福祉活動推進団体登録制度」などにより、地域団体との連携をより拡大します。

（社協発展強化計画）

○ボランティアが「ちょっとしたお手伝い」で在宅高齢者及び障がい者宅内での生活支援を行うことで、他の困りごとが見えてくることがあります。その生活課題をボランティアと共有し、必要な相談へとつながるきっかけとなるよう、連携しながら個別支援を実施します。（社協発展強化計画）

具体的な取組

- ・ 民生委員・児童委員や自治会との連携
- ・ 独居等高齢者訪問事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 保護司との連携、周知活動
- ・ 地域共生社会推進事業
- ・ サポートさむかわ運営事業

基本目標3 みんなで安全・安心に暮らせるまちにしよう

〔施策の方向性〕

①みんなで助け合おう

（支援関係機関の支援チームによる協働での支援）

現状と課題

複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題など、包括的な支援が必要な課題については、支援関係機関等で支援チームを編成し、多機関が協働して支援することが重要となります。現状、認知症初期集中支援チームなど、既存の支援チームによる支援も行っていますが、医療や介護サービスの導入がスムーズにいかないケースが増加しているといった課題もあります。

アンケートでは、悩みや困りごとの相談先として、「家族や親戚」、「友人」など身近な人の割合が高い一方、地域関係者や支援関係機関の割合は低くなっていることから、既知の関係者のみならず、本人の生活課題やニーズに応じた様々な支援者を巻き込み、分野横断的な「顔の見える」関係（ネットワーク）を広げていくことが必要となります。

今後の方向性

- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に対する早期受診および早期対応に向けた支援体制を構築します。（高齢者保健福祉計画）
- 地域ケア個別会議を開催し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換を行います。（高齢者保健福祉計画）
- 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、あらかじめ登録した人が行方不明になった時には関係者と連携し、早期発見と保護に努めます。（高齢者保健福祉計画）（障がい者福祉計画）
- 地域生活支援拠点を整備し、障がい者等の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、本人の生活を地域全体で支えます。（障がい者福祉計画）

○制度利用のないひとり暮らし等の高齢者に対して、訪問によるアウトリーチで状況把握と助言支援を行い、気軽に相談ができる身近な存在となれるよう関係づくりを行います。（社協発展強化計画）

○生活課題が複雑化、多様化する中で、関係機関と専門職による「相談支援」、住民同士が出会い、交流することのできる場や居場所を住民や関係機関と連携し、拠点を創出する「地域づくり」、本人のニーズと地域の資源との間の調整を行うことで、社会とのつながり作りに向けた「参加支援」を推進します。（社協発展強化計画）

具体的な取組

- ・ 認知症初期集中支援チームによる支援
- ・ 地域ケア個別会議の開催
- ・ SOS ネットワーク事業
- ・ 地域生活支援拠点事業
- ・ 高齢者訪問相談（地域包括支援センター事業）
- ・ 重層的支援体制

[施策の方向性]

②みんなで共有しよう（協働の中核を担う機能）

現状と課題

多機関協働によるネットワークの形成や支援チームの編成にあたっては、協働の中核を担う機関が重要となりますが、現状、協働の中核を担う機関についての明確な位置づけの整理はされていません。現在は、総合相談機能としての社会福祉協議会、分野ごとの各支援機関で連携を図りながら対応していますが、分野横断的に支援を行う仕組みとしては確立していません。

また、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核機能の整備についても、社会福祉協議会等による既存機能の活用と併せて、段階的・計画的に進めていく必要があります。

今後の方向性

○生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関と連携し、地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制の構築を図ります。

○住民に身近な圏域にある地域包括支援センターが地域住民と顔の見える関係をつくりながら、個別支援を中心に展開する体制を推進します。

（高齢者保健福祉計画）

○地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、引き続き障がいのある人の生活を地域全体で支える支援体制の構築を図ります。（障がい者福祉計画）

○広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の機能を持った成年後見制度における中核機関の設置を検討することで、権利擁護事業の推進を図ります。

（成年後見制度利用促進基本計画）

○自分らしく暮らしていくことを支える「権利擁護」は、誰にでも必要になる可能性があります。身寄りのない単身世帯の方が自立した生活ができなくなっ
てから、お亡くなりになった後の手続きまでどうするのか、大きな課題となっ
ています。成年後見制度利用促進基本計画にもとづく「中核機関」の設置が求
められている中で、すでにある資源を活用しながら、権利擁護を保障し、安心
して暮らせる町づくりを推進します。（社協発展強化計画）

○権利擁護の1つの手法である「成年後見制度」については、相談件数が増加し
ており、より具体的かつ専門的な相談が増えています。地域の中で、身近な場
所で、受け止めることができる体制づくりが必要です。

（成年後見制度利用促進基本計画）（社協発展強化計画）

○障がい当事者団体の運営を支援します。特に町福祉団体協議会に継続して支
援を続けていくことで、障がい児者の福祉啓発と福祉の向上を目指します。

（社協発展強化計画）

具体的な取組

- ・ 自立相談支援機関との連携
- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ 基幹相談支援センターの運営
- ・ 中核機関の設置検討
- ・ 成年後見相談
- ・ 法人後見の受任
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 障がい当事者団体への支援

[施策の方向性]

③みんなで話し合おう（支援に関する協議及び検討の場）

現状と課題

アンケートでは、今抱えている悩みや困りごとについて、「健康」、「収入・貯金」、「将来」、「介護」などが上位を占めているように、多岐にわたります。現在は、分野ごとの支援機関が、関係各所と連携を図りながら、支援を行っていますが、悩みや困りごとといった課題が複雑化・複合化するに伴い、より一層の多機関協働による包括的な支援が求められます。その際、既存の体制では、相談者本人の意向や個人情報保護等の理由により、個別の案件について相談を受けた機関が他の関係機関と情報共有できないといった課題もあります。

高齢、障がい、子どもの各分野にかかる既存の協議・検討の場である会議体等を強化すると同時に、分野横断的な支援を行うための環境整備を行う必要があります。

今後の方向性

○地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター、こども家庭センター等と連携することで、複合課題の解決に向けて、分野横断的に支援を行えるよう協力していきます。

（高齢者保健福祉計画）（障がい者福祉計画）（子ども・子育て支援事業計画）

○権利擁護ネットワーク連絡会などを活用し、権利擁護の意識高揚を図るとともに、新たな関係者も含めたネットワークづくりを行います。

（成年後見制度利用促進基本計画）

○地域福祉の推進において重要な役割を担う地域福祉活動に対して、住民同士が無理なくお互いさまの気持ちで活動を持続できるよう支援を行います。

（社協発展強化計画）

○高齢者の生活支援や介護予防に、高齢者同士の支え合いを含む住民主体を取り入れていく生活支援コーディネーターの取り組みを進め、住民同士の支え合いを広めます。（社協発展強化計画）

○福祉関係機関等で顔の見える関係づくりと情報共有、学び合いを行いながら、ネットワークを構築し、日ごろの支援につながる関係づくりを進めます。その取り組みが包括的な支援を行うことにつながり、すべての住民が安心して暮らせる、住みやすい町づくりにつながります。（社協発展強化計画）

具体的な取組

- ・ 地域包括支援センター等との連携
- ・ 権利擁護ネットワークの推進
- ・ 地域福祉活動の支援（地域活動応援事業）
- ・ 生活支援コーディネーター事業
- ・ 専門職のネットワークづくり（権利擁護啓発事業）

[施策の方向性]

④みんなでつながろう（住民等との連携）

現状と課題

地域共生社会の実現のためには、公的制度による専門的な支援だけでなく、地域住民相互の支え合いも重要となり、地域住民、地域関係者やボランティアとの連携が求められます。現在、社会福祉協議会では、地域福祉活動団体登録制度の促進を通じたネットワークの可視化や、地域福祉活動団体と社会福祉協議会とで連携した地域福祉活動の取り組みを進めています。

特に住民等との連携が重要となる災害対策については、アンケートより、「ささえあい」という言葉から、「災害が発生した際の助け合い活動」が最も想起されていますが、実際の活動に参加している割合は最も低くなっています。地域のささえあい活動に参加しない理由として、「地域でどのような活動が行われているのかわからない」が最多となっていることも、要因の一つと考えられます。また、避難行動要支援者対策にかかる避難行動要支援者名簿等の有効な活用を踏まえた、災害時の対策についても課題として挙げられます。

今後の方向性

- 災害発生時、避難が困難な人へ避難行動要支援者制度を周知します。そして、作成した避難行動要支援者名簿等を自治会や民生委員・児童委員といった避難支援等関係者と共有し、避難支援を円滑に行えるよう体制を整備します。（避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画））
- 災害発生時に町内外からの支援ボランティアが迅速かつ効果的に活動できるように災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直し、ICT の活用等を進めるなど、体制の整備を図ります。（社協発展強化計画）
- ボランティア連絡協議会は地域で活躍するボランティア団体間の横のつながりを強め、情報交換や合同で研修を企画するなど地域福祉の発展に寄与し、地域にとってなくてはならない存在です。社会福祉協議会からも事務局として、その活動が円滑に実施できるよう支援していきます。（社協発展強化計画）

○多様化する地域課題に対応するには1つの専門機関では対応困難な事例が存在します。関係機関との横のつながりだけでなく、地域住民を含めた主体的に関わることでできる人材育成、啓発事業を行い、ネットワークによる地域づくりの基礎となる顔の見える関係を築きます。（社協発展強化計画）

具体的な取組

- ・避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）に基づく支援体制の整備
- ・災害ボランティアセンター事業
- ・ボランティア連絡協議会事業
- ・地域福祉フォーラム

[施策の方向性]

⑤暮らしを守ろう（生活困窮者の自立支援）



現状と課題

高齢、障がい、子育てなどが相互に絡み合う複合的な課題を抱え、制度の狭間に陥る可能性がある生活困窮者については、専門的な支援機関とあわせて、地域関係者や団体、ボランティアなど、インフォーマルな資源とも連携した、分野横断的な支援が重要となります。

町における生活困窮者自立支援制度の実施主体は神奈川県となりますが、住民に最も身近な自治体として、地域における生活困窮者の早期発見・把握と、他制度・他機関へのつなぎ機能としての役割が期待されます。

今後の方向性

○生活困窮者を受け止める一次窓口として、生活困窮課題を抱えた方を受け止め、様々な関係機関と連携を図りながら、適切な支援へとつなぎます。

○暮らしを守るための相談窓口に生活困窮者自立相談支援機関があります。生活困窮者の相談にはありとあらゆる内容が含まれます。決して経済的な困窮だけではなく、孤立・孤独対応まで含まれます。土台となる生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者の自立と尊厳の保持」、「生活困窮者を通じた地域づくり」を目標としており、対象者に1番身近な地域での支え合いで相談窓口が運営されることが望ましいです。町村の住民は県内2か所に設置された包括的な相談窓口でまとめて対応されていますが、地域に人脈もなく、資源も分からない状態で、複合的なケースに直面する相談は困難を極めます。地域福祉の推進の中核を担う社会福祉協議会が、この制度において行政、関係機関、地域住民等との協働による生活困窮者の自立と地域づくりの取り組みを推進していきます。（社協発展強化計画）

具体的な取組

・福祉事務所未設置町村相談事業の強化



・生活困窮者自立相談支援事業、町内での相談拡充（地域援護事業）

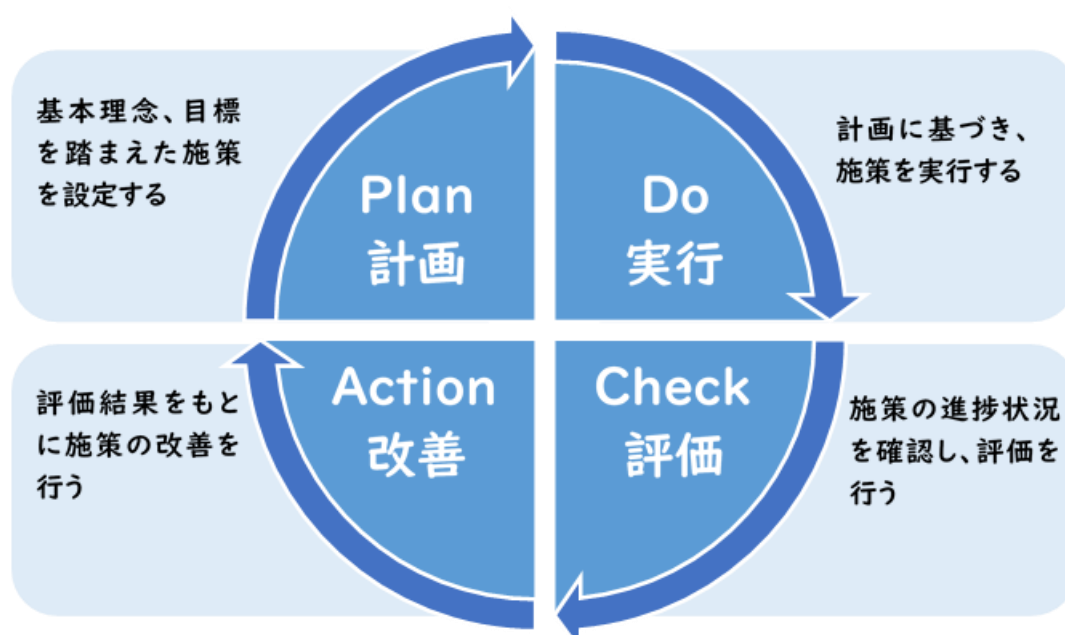


第4章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCA サイクルの考え方により、基本目標ごとに設定した施策の方向性の進捗状況を確認し、「寒川町地域福祉計画推進会議」において意見を伺ったうえで評価を行い、改善につなげることで、計画の推進を図ります。

PDCA サイクルの考え方



2 評価指標の設定

本計画は、基本理念・基本目標・施策の方向性を示すもので、個別事業については各個別計画で定めることとしていること、また、地域福祉を促進する施策の多くは数値目標がなじまないことから、数値目標は設定していません。しかしながら、目標が設定されていないと、本計画に基づいた取り組みの効果が図れず、見直しの必要性を判断できないことから、計画策定時に実施する町民アンケートの結果による定性的な評価を行うこととします。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 国の動向

成年後見制度は、民法の改正等により平成12（2000）年に誕生し、認知症や知的障がい・精神障がいにより財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。現状、高齢化の進展や精神障がい者等の増加、家族形態の多様化等に伴い、制度利用の対象者は増加傾向となっていますが、制度利用状況は低い水準となっています。

国は、成年後見制度の利用促進のため、平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。平成29（2017）年3月には成年後見制度利用促進基本計画を、令和4（2022）年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指しています。

2 現状と課題

町において、日常生活に支障をきたすような認知症高齢者は、平成29（2017）年から増加傾向にあり、65歳以上人口に対して10%前後で推移しており、精神障がい者数と知的障がい者数も増加傾向にあることから、本制度の需要はますます高まることが予測されます。

高齢者に対する、成年後見制度利用支援事業の利用者数については、年々増加傾向となっています。知的障がいや精神障がいのある人に対しての実績は、少ないものの、制度の普及に伴い関心が高まっています。ただし、制度上、申立てに係る資料集め等に時間がかかり、利用希望者が殺到した際の対応は課題となっています。

アンケートでは、「法定後見制度」「任意後見制度」の認知度について、半数以上が、「知らない」という結果になっています。各後見制度に基づく支援の利用有無についても、「わからない」が過半数を占めており、本制度への認知度および理解度の低さが影響していると考えられます。このことから、本制度の利用促進に当たっては、周知・理解啓発が課題となっています。

成年後見制度の利用促進にあたって町に期待することは、「利用にあたっての相談支援や助成制度の充実」が最も多い回答となっています。権利擁護支援のためには、意思決定支援等による権利行使の支援や、地域連携ネットワークの構築

やその中核となる機関の在り方等を検討し、支援体制等の充実を図っていく必要があります。

3 今後の方向性

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を送るために、支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することで、制度の利用促進を図る必要があります。現状、成年後見制度の認知度および理解度が低いことから、制度の周知・理解啓発を進め、地域との連携体制を構築することで、権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援へつなげていきます。

また、社会福祉協議会による既存の権利擁護支援事業の活用を促進すると同時に、家族、福祉・医療・地域関係者が協力しながら本人を支えていくための地域連携ネットワークの構築には、成年後見制度の中核機関がその機能を担うことが求められていることから、中核機関の設置を含め権利擁護支援の充実を図るための方策を検討していきます。

※下記の具体的な取組は、第3章における「2 施策の展開」の箇所に掲載しています。

- ・成年後見講座（再掲）
- ・中核機関の設置検討（再掲）
- ・成年後見相談（再掲）
- ・権利擁護ネットワークの推進（再掲）

第6章 再犯防止推進計画

1 国の動向

国は、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率の上昇をはじめ、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっている点を踏まえ、平成 28（2016）年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行しました。

本法律では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。これを受け、平成 29（2017）年 12 月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を策定し、市町村においても再犯防止推進計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが、努力義務となりました。

令和 5（2023）年 3 月、国は第二次再犯防止推進計画を策定し、国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示しました。その中で市町村の役割として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めるとされ、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

2 現状と課題

犯罪をした者等の中には、仕事や住居が定まっていない方、薬物やアルコール等への依存のある方、高齢で身寄りがない方など地域社会で生活する上で様々な課題や生きづらさを抱えている方が多く存在します。そのような方々の再犯を防止するためには、社会復帰後に地域社会で孤立しないよう、地域での継続的な支援が重要となりますが、再犯防止に関する活動等についての認知度は低い状況にあります。

アンケートでは、「社会を明るくする運動」について、約 8 割が「知らない」と回答しており、更生保護関係者（保護司など）や行っている取組について知っている人は、「知らない」が半数以上を占めています。罪を犯した人の立ち直りに対して協力したいことは、「わからない」、「協力したいと思わない」で、過半数を占めています。このことから、更生保護に関する取組についての周知が不足

していると同時に、罪を犯した人への支援の必要性について、理解啓発を図る必要があります。

また、罪を犯した人が地域で暮らしていくために、行政を含めた地域全体でサポートできることに対する質問では、「地域住民の理解促進」が2番目に多い結果となっていることから、理解啓発活動の部分については、地域における需要も高いと考えられます。同質問においては、「就労支援」が最も多くなっており、神奈川県で実施している事業（刑務所出所者等就労支援事業等）と協力しながら、就労支援の促進を図る必要があります。

併せて、再犯防止のために行政が取り組むべきものは、「再犯防止に協力する民間協力者に対する活動支援」や「再犯防止のための計画策定」が上位を占めていることから、保護司会等とのさらなる連携強化や本計画の策定を通して、再犯の防止等に関する施策を推進していくことが求められます。

3 今後の方向性

再犯防止のためには、犯罪をした人等の複合的な課題を抱えた人が、地域の一員として安心・安全に生活でき、立ち直りを決意した人を地域で受け入れていくことができる環境づくりを行うことが求められます。しかし、町の再犯防止に関する活動等の認知度は、まだまだ低いことから、地域における再犯防止に係る取組の周知に向け、まずは保護司等の民間協力者とその活動を地域住民へ理解啓発を図ることで、民間協力者の活動の促進等を行います。

併せて、犯罪をした人等をはじめ、誰一人取り残さない地域共生社会の実現のために、町の役割を明確にしたうえで、民間協力者や、県をはじめとした様々な関係機関との連携強化を図ることで、地域による包摂を推進し、切れ目のない適切な支援を実施していきます。

※下記の具体的な取組は、第3章「施策の展開」における、目標内に掲載しています。

- ・保護司との連携、周知活動（再掲）

資料編

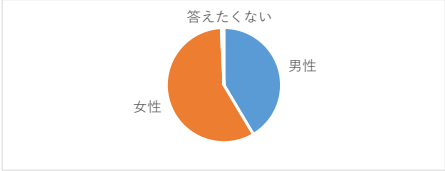
1 町民アンケートの結果

(調査対象者) 寒川町在住の方から、18歳以上の方、1,200人を無作為に抽出
(調査方法) 郵送による配布、紙回収及び電子申請
(調査期間) 令和6(2024)年1月11日～1月31日
(回収率) 33.6% (403件/1,200件) ※紙による回答：328件 (81.4%)、電子による回答：75件 (18.6%)

※集計結果を見る上での注意事項
(1)集計結果のグラフは、紙面の都合上、回答の選択肢の言葉を短縮して表現している場合がある。
(2)無効票は内訳に含まれていない。
無効票の例：一つしか選べない設問に対して、複数回答している場合等
(3)無効票があるため、合計が回答者数と一致しない場合がある。

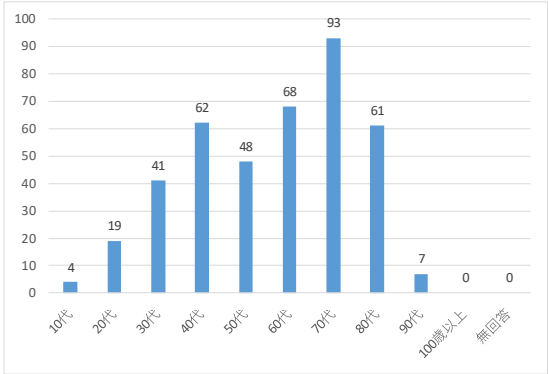
問1.あなたの性別について、お知らせください。

内訳		構成比
男性	167	41.4%
女性	233	57.8%
答えたくない	3	0.7%
計	403	100%



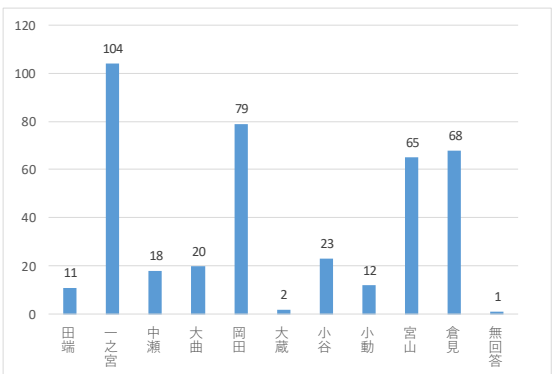
問2.あなたの年代について、お知らせください。

内訳		構成比
10代	4	1.0%
20代	19	4.7%
30代	41	10.2%
40代	62	15.4%
50代	48	11.9%
60代	68	16.9%
70代	93	23.1%
80代	61	15.1%
90代	7	1.7%
100歳以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	403	100%



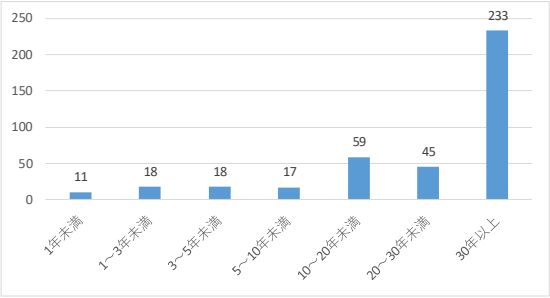
問3.あなたの住んでいる地区について、お知らせください。

内訳		構成比
田端	11	2.7%
一之宮	104	25.8%
中瀬	18	4.5%
大曲	20	5.0%
岡田	79	19.6%
大蔵	2	0.5%
小谷	23	5.7%
小動	12	3.0%
宮山	65	16.1%
倉見	68	16.9%
無回答	1	0.2%
計	403	100%



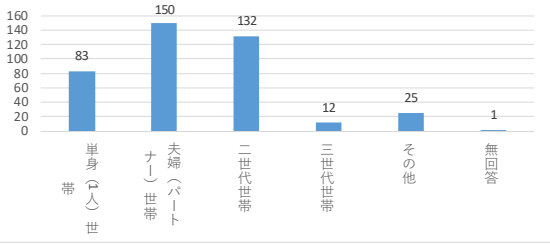
問4.寒川町にお住まいの年数について、お知らせください。

内訳		構成比
1年未満	11	2.7%
1～3年未満	18	4.5%
3～5年未満	18	4.5%
5～10年未満	17	4.2%
10～20年未満	59	14.6%
20～30年未満	45	11.2%
30年以上	233	57.8%
無回答	2	0.5%
計	403	100%



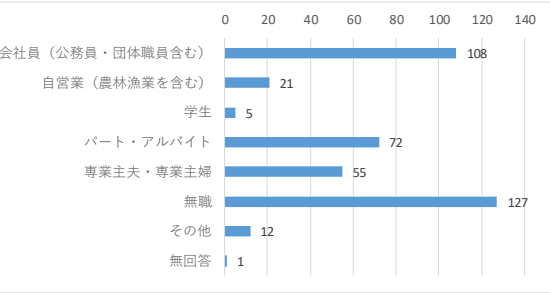
問5.あなたの家族構成について、お知らせください。

内訳		構成比
単身（1人）世帯	83	20.6%
夫婦（パートナー）世帯	150	37.2%
二世帯世帯	132	32.8%
三世帯世帯	12	3.0%
その他	25	6.2%
無回答	1	0.2%
計	403	100%



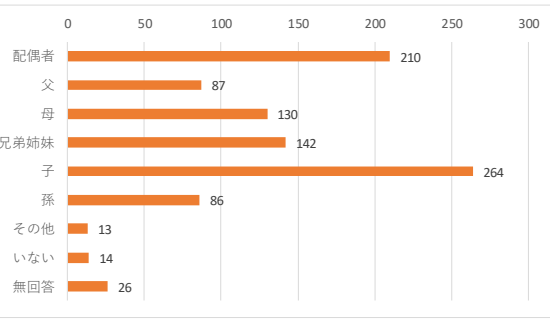
問6.あなたの職業について、お知らせください。

内訳		構成比
会社員（公務員・団体職員含む）	108	26.9%
自営業（農林漁業を含む）	21	5.2%
学生	5	1.2%
パート・アルバイト	72	18.0%
専業主夫・専業主婦	55	13.7%
無職	127	31.7%
その他	12	3.0%
無回答	1	0.2%
計	401	100%



問7.あなたと、日常的につながりがある家族（別居の方も含みます）について、お知らせください。（複数回答可）

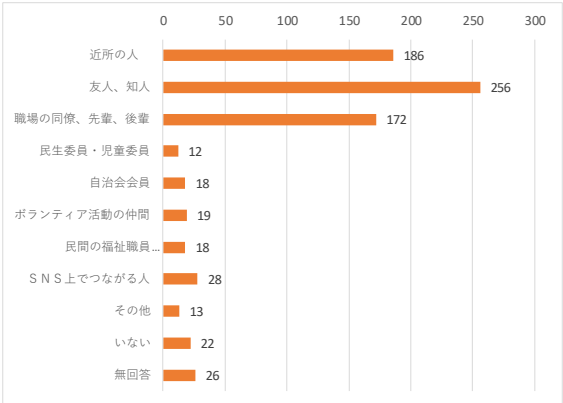
内訳		構成比
配偶者	210	21.6%
父	87	9.0%
母	130	13.4%
兄弟姉妹	142	14.6%
子	264	27.2%
孫	86	8.8%
その他	13	1.3%
いない	14	1.4%
無回答	26	2.7%
計	972	100%



「配偶者」が約2割、「子」が約3割であり、併せて約5割を占めています。

問8.あなたと、日常的につながりがある家族以外の人について、お知らせください。（複数回答可）

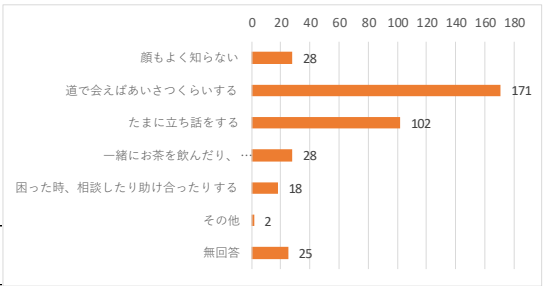
内訳		構成比
近所の人	186	24.2%
友人、知人	256	33.2%
職場の同僚、先輩、後輩	172	22.3%
民生委員・児童委員	12	1.6%
自治会会員	18	2.3%
ボランティア活動の仲間	19	2.5%
民間の福祉職員 (ケアマネジャー・相談支援専門員等)	18	2.3%
S N S上でつながる人	28	3.6%
その他	13	1.7%
いない	22	2.9%
無回答	26	3.4%
計	770	100%



「友人、知人」「近所の人」「職場の同僚、先輩、後輩」が約8割を占めています。

問9.あなたは、隣近所と普段どのようなつき合い方をしていますか。（○は1つ）

内訳		構成比
顔もよく知らない	28	7.5%
道で会えばあいさつくらいする	171	45.7%
たまに立ち話をする	102	27.3%
一緒にお茶を飲んだり、 気の合った人と親しくしたりしている	28	7.5%
困った時、相談したり助け合ったりする	18	4.8%
その他	2	0.5%
無回答	25	6.7%
計	374	100%

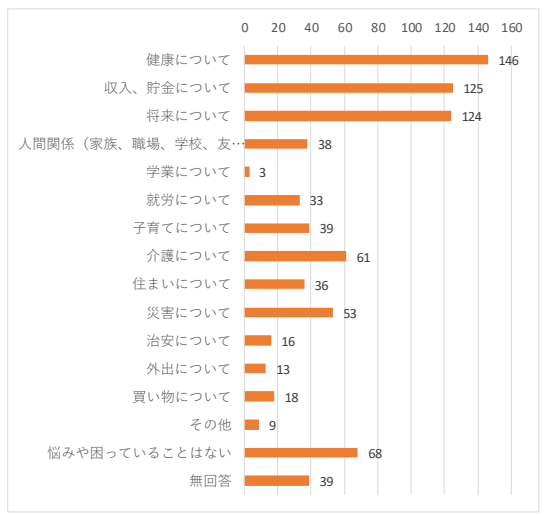


前回同様、「道で会えばあいさつくらいする」「たまに立ち話をする」が多く、併せて7割以上を占めています。

隣近所を認識し、多少のコミュニケーションをとっている方が多いと考えられます。

問10.あなたは、今抱えている悩みや困っていることがありますか。（複数回答可）

内訳		構成比
健康について	146	17.8%
収入、貯金について	125	15.2%
将来について	124	15.1%
人間関係（家族、職場、学校、友人、近所の人等）について	38	4.6%
学業について	3	0.4%
就労について	33	4.0%
子育てについて	39	4.8%
介護について	61	7.4%
住まいについて	36	4.4%
災害について	53	6.5%
治安について	16	1.9%
外出について	13	1.6%
買い物について	18	2.2%
その他	9	1.1%
悩みや困っていることはない	68	8.3%
無回答	39	4.8%
計	821	100%

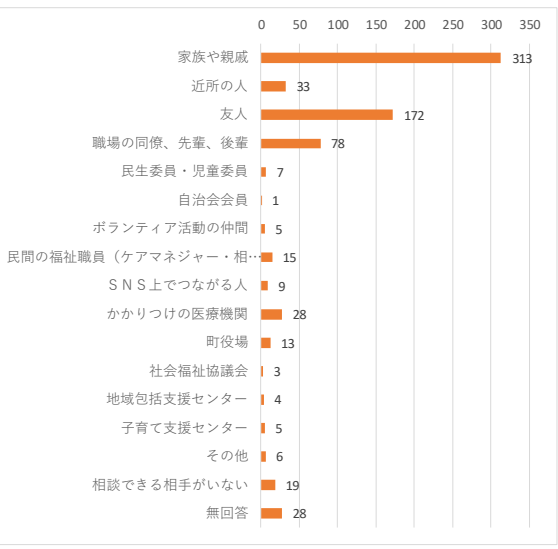


前回に引き続き、「健康」が多いが、今回は「収入、貯金」「将来」が増加しています。

昨今の物価高に苦しみ、先行き不安な状況が垣間見えます。

問11.あなたが、悩みや困ったことを相談する相手は誰でB161:L196すか。（複数回答可）

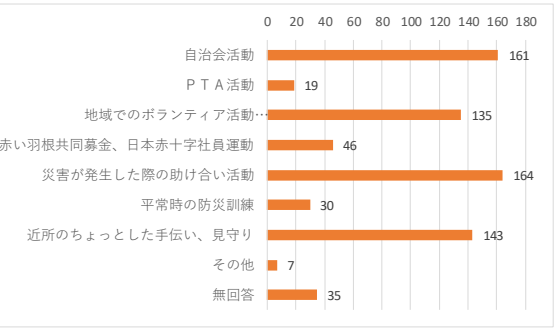
内訳		構成比
家族や親戚	313	42.4%
近所の人	33	4.5%
友人	172	23.3%
職場の同僚、先輩、後輩	78	10.6%
民生委員・児童委員	7	0.9%
自治会会員	1	0.1%
ボランティア活動の仲間	5	0.7%
民間の福祉職員（ケアマネジャー・相談支援専門員等）	15	2.0%
S N S上でつながる人	9	1.2%
かかりつけの医療機関	28	3.8%
町役場	13	1.8%
社会福祉協議会	3	0.4%
地域包括支援センター	4	0.5%
子育て支援センター	5	0.7%
その他	6	0.8%
相談できる相手がいない	19	2.6%
無回答	28	3.8%
計	739	100%



前回同様、「家族や親戚」が多く、相談相手が限定的です。

問12.あなたは、地域の「ささえあい」という言葉から、どのような活動を思い浮かべますか。（複数回答可）

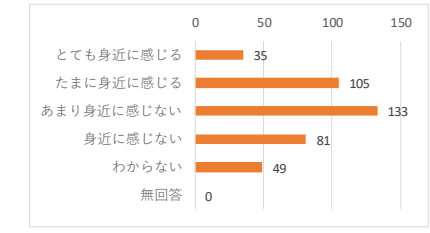
内訳		構成比
自治会活動	161	21.8%
P T A 活動	19	2.6%
地域でのボランティア活動 （高齢、障がい、子ども等を対象にしたサロン、見守り、体操等）	135	18.2%
赤い羽根共同募金、日本赤十字社員運動	46	6.2%
災害が発生した際の助け合い活動	164	22.2%
平常時の防災訓練	30	4.1%
近所のちょっとした手伝い、見守り	143	19.3%
その他	7	0.9%
無回答	35	4.7%
計	740	100%



近年頻発している地震の影響を受け、「災害が発生した際の助け合い活動」が想起されやすく、最も多くなっていると考えられます。

問13.あなたは、自らが住んでいる地域で「ささえあい」が行われていることを身近に感じていますか。（○は1つ）

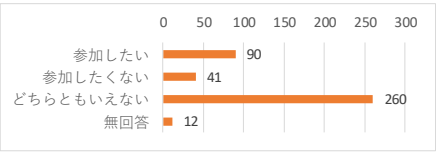
内訳		構成比
とても身近に感じる	35	8.7%
たまに身近に感じる	105	26.1%
あまり身近に感じない	133	33.0%
身近に感じない	81	20.1%
わからない	49	12.2%
無回答	0	0.0%
計	403	100%



「感じない」が半数以上を占めており、地域におけるつながりの希薄化が読み取れます。

問14.あなたは、地域での「ささえあい」の活動に参加したいと思いますか。(〇は1つ)

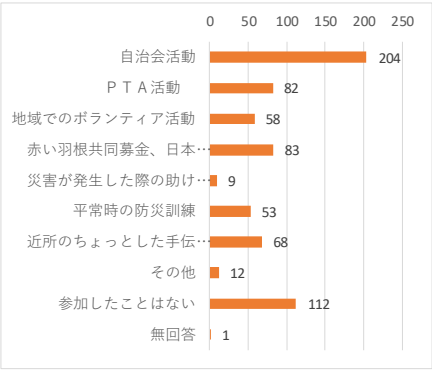
内訳		構成比
参加したい	90	22.3%
参加したくない	41	10.2%
どちらともいえない	260	64.5%
無回答	12	3.0%
計	403	100%



「どちらともいえない」が6割以上を占めています。

問15.あなたは、以下のような地域のささえあい活動に参加したことがありますか。(複数回答可)

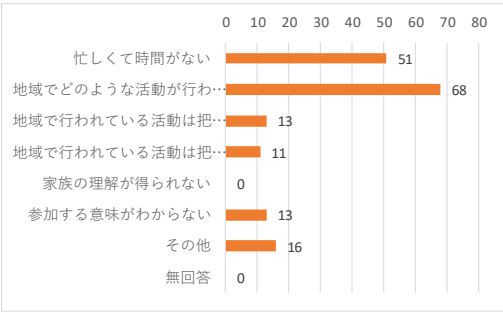
内訳		構成比
自治会活動	204	29.9%
P T A 活動	82	12.0%
地域でのボランティア活動	58	8.5%
赤い羽根共同募金、日本赤十字社員運動	83	12.2%
災害が発生した際の助け合い活動	9	1.3%
平常時の防災訓練	53	7.8%
近所のちょっとした手伝い、見守り	68	10.0%
その他	12	1.8%
参加したことはない	112	16.4%
無回答	1	0.1%
計	682	100%



「自治会活動」が最も多いです。「災害が発生した際の助け合い活動」は、問12において最も多く思い浮かべる活動であったにもかかわらず、参加の経験は最も少ないです。

問16.(問15で「参加したことはない」と回答した方に伺います)あなたが、地域のささえあい活動に参加しない理由は何ですか。(複数回答可)

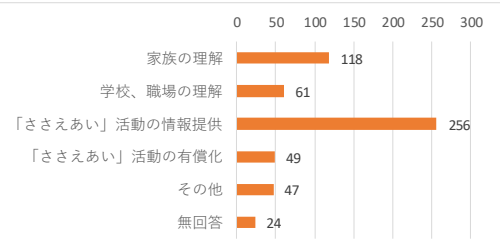
内訳		構成比
忙しくて時間がない	51	29.7%
地域でどのような活動が行われているのか、わからない	68	39.5%
地域で行われている活動は把握しているが、自分が参加できる活動がない	13	7.6%
地域で行われている活動は把握しているが、どうやって参加したらよいかわからない	11	6.4%
家族の理解が得られない	0	0.0%
参加する意味がわからない	13	7.6%
その他	16	9.3%
無回答	0	0.0%
計	172	100%



「地域でどのような活動が行われているのか、わからない」が最も多いです。

問17.あなたは、地域での「ささえあい」の活動へ参加するために必要なことは、何だと思いますか。(複数回答可)

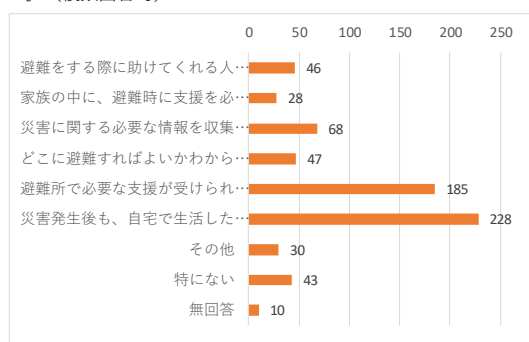
内訳		構成比
家族の理解	118	21.3%
学校、職場の理解	61	11.0%
「ささえあい」活動の情報提供	256	46.1%
「ささえあい」活動の有償化	49	8.8%
その他	47	8.5%
無回答	24	4.3%
計	555	100%



「ささえあい活動の情報提供」が最も多く、問16においても活動に参加しない最多の理由が「活動がわからない」であり、周知不足が考えられます。

問18.あなたは、災害が発生した場合、不安に思っていることがありますか。（複数回答可）

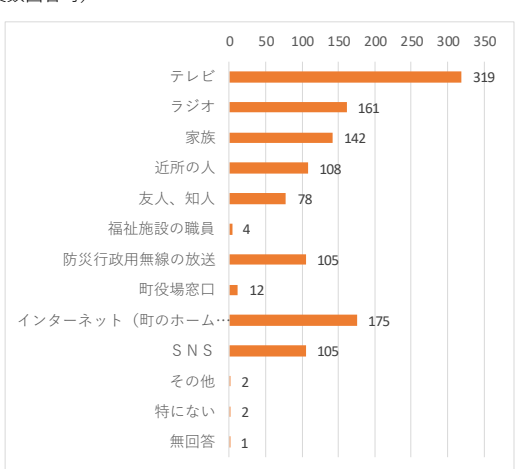
内訳	件数	構成比
避難をする際に助けてくれる人がいない	46	6.7%
家族の中に、避難時に支援を必要とする者がいるが、支援を受けることができるか	28	4.1%
災害に関する必要な情報を収集することができない	68	9.9%
どこに避難すればよいかわからない	47	6.9%
避難所で必要な支援が受けられるかわからない	185	27.0%
災害発生後も、自宅で生活したいが、支援物資などが届くか	228	33.3%
その他	30	4.4%
特になし	43	6.3%
無回答	10	1.5%
計	685	100%



避難先（自宅を含む）での支援に対する不安が半数以上を占めています。

問19.あなたは、災害が発生した場合どこから情報収集しますか。（複数回答可）

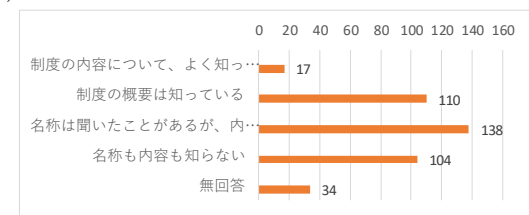
内訳	件数	構成比
テレビ	319	26.3%
ラジオ	161	13.3%
家族	142	11.7%
近所の人	108	8.9%
友人、知人	78	6.4%
福祉施設の職員	4	0.3%
防災行政用無線の放送	105	8.6%
町役場窓口	12	1.0%
インターネット（町のホームページ等）	175	14.4%
S N S	105	8.6%
その他	2	0.2%
特になし	2	0.2%
無回答	1	0.1%
計	1,214	100%



「テレビ」と「インターネット」の比率が高く、併せて4割を超えています。

問20.あなたは、「法定後見制度」のことを知っていますか。（○は1つ）

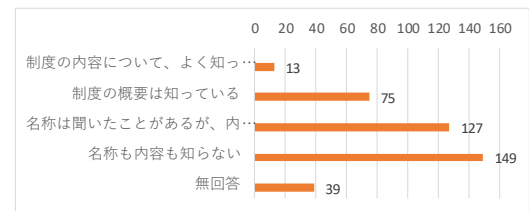
内訳	件数	構成比
制度の内容について、よく知っている	17	4.2%
制度の概要は知っている	110	27.3%
名称は聞いたことがあるが、内容は知らない	138	34.2%
名称も内容も知らない	104	25.8%
無回答	34	8.4%
計	403	100%



「知らない」が半数以上を占めており、周知が必要です。

問21.あなたは、「任意後見制度」のことを知っていますか。（○は1つ）

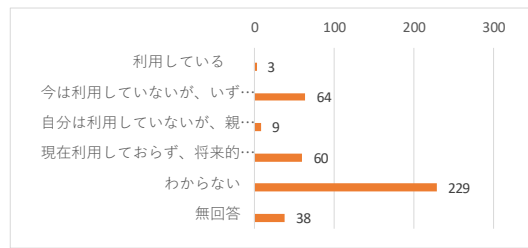
内訳	件数	構成比
制度の内容について、よく知っている	13	3.2%
制度の概要は知っている	75	18.6%
名称は聞いたことがあるが、内容は知らない	127	31.5%
名称も内容も知らない	149	37.0%
無回答	39	9.7%
計	403	100%



問20よりもさらに高い割合で「知らない」となっており、やはり周知が必要です。

問22.あなたは、「法定後見制度」に基づく支援を利用していますか。（○は1つ）

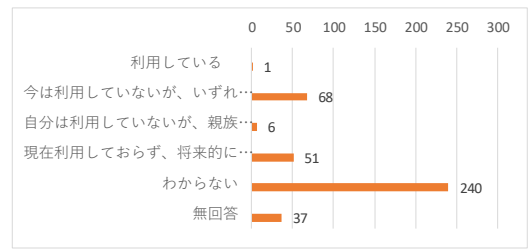
内訳	構成比
利用している	3 0.7%
今は利用していないが、いずれ利用したい	64 15.9%
自分は利用していないが、親族等が利用している	9 2.2%
現在利用しておらず、将来的にも利用しない	60 14.9%
わからない	229 56.8%
無回答	38 9.4%
計	403 100%



「わからない」が約6割を占めています。問20において「知らない」が半数以上であったことが関係していると考えられます。

問23.あなたは、「任意後見制度」に基づく支援を利用していますか。（○は1つ）

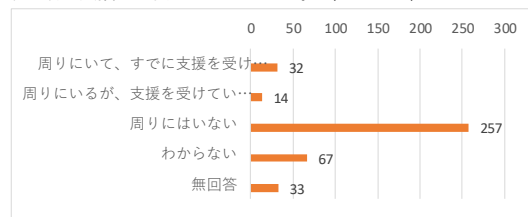
内訳	構成比
利用している	1 0.2%
今は利用していないが、いずれ利用したい	68 16.9%
自分は利用していないが、親族等が利用している	6 1.5%
現在利用しておらず、将来的にも利用しない	51 12.7%
わからない	240 59.6%
無回答	37 9.2%
計	403 100%



「わからない」が約6割を占めています。問21において「知らない」が半数以上であったことが関係していると考えられます。

問24.あなたの周りに、認知症や障がい等の理由により、金銭管理等の日常生活に支援が必要な人はいますか。（○は1つ）

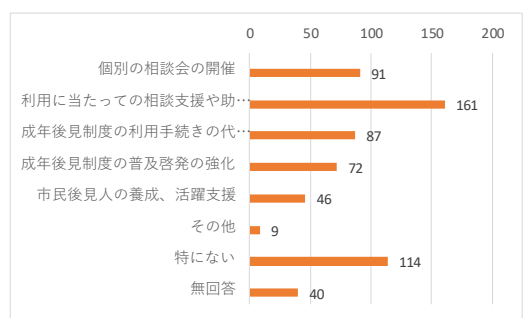
内訳	構成比
周りにいて、すでに支援を受けている	32 7.9%
周りにいるが、支援を受けていない	14 3.5%
周りにはいない	257 63.8%
わからない	67 16.6%
無回答	33 8.2%
計	403 100%



「周りにはいない」が6割以上を占めています。

問25.あなたが、成年後見制度の利用促進に当たって町に期待することは何ですか。（複数回答可）

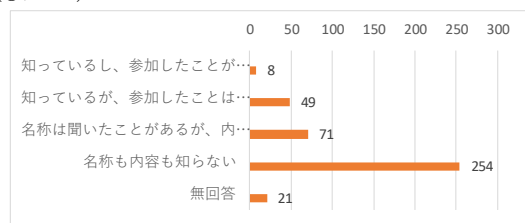
内訳	構成比
個別の相談会の開催	91 14.7%
利用に当たっての相談支援や助成制度の充実	161 26.0%
成年後見制度の利用手続きの代行支援	87 14.0%
成年後見制度の普及啓発の強化	72 11.6%
市民後見人の養成、活躍支援	46 7.4%
その他	9 1.5%
特になし	114 18.4%
無回答	40 6.5%
計	620 100%



「利用に当たっての相談支援や助成制度の充実」が約3割を占めています。

問26.あなたは、「社会を明るくする運動」のことを知っていますか。(○は1つ)

内訳		構成比
知っているし、参加したことがある	8	2.0%
知っているが、参加したことはない	49	12.2%
名称は聞いたことがあるが、内容は知らない	71	17.6%
名称も内容も知らない	254	63.0%
無回答	21	5.2%
計	403	100%

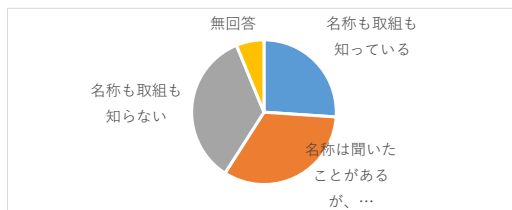


「知らない」が約8割を占めている。周知が必要です。

問27.あなたは、次の更生保護関係者や行っている取組について知っていますか。(○はそれぞれ1つ)

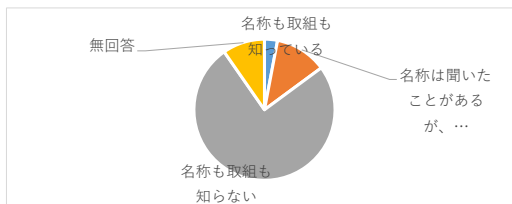
・保護司

内訳		構成比
名称も取組も知っている	105	26.1%
名称は聞いたことがあるが、取組は知らない	133	33.0%
名称も取組も知らない	140	34.7%
無回答	25	6.2%
計	403	100%



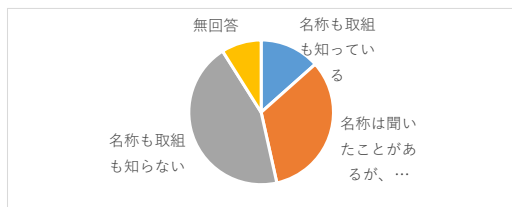
・更生保護女性会員

内訳		構成比
名称も取組も知っている	12	3.0%
名称は聞いたことがあるが、取組は知らない	48	11.9%
名称も取組も知らない	304	75.4%
無回答	39	9.7%
計	403	100%



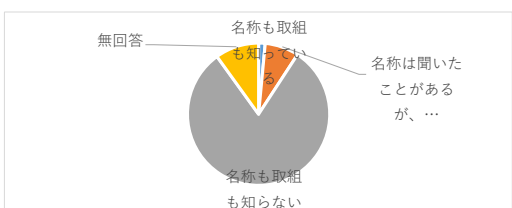
・更生保護施設

内訳		構成比
名称も取組も知っている	54	13.4%
名称は聞いたことがあるが、取組は知らない	133	33.1%
名称も取組も知らない	179	44.5%
無回答	36	9.0%
計	402	100%



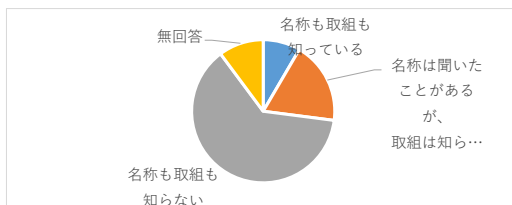
・BBS会

内訳		構成比
名称も取組も知っている	6	1.5%
名称は聞いたことがあるが、取組は知らない	31	7.7%
名称も取組も知らない	325	80.8%
無回答	40	10.0%
計	402	100%



・協力雇用主

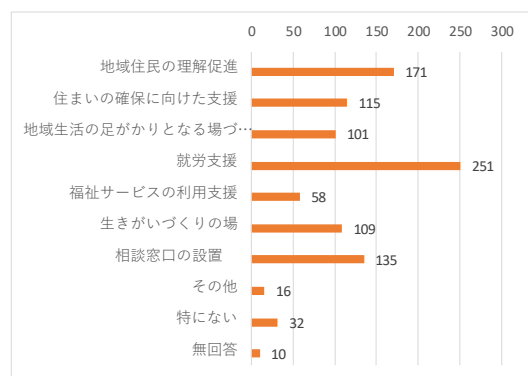
内訳		構成比
名称も取組も知っている	34	8.4%
名称は聞いたことがあるが、取組は知らない	75	18.6%
名称も取組も知らない	253	62.8%
無回答	41	10.2%
計	403	100%



「知らない」が半数以上を占めている。周知が必要です。

問28. 罪を犯した人が、再び罪を犯さずに、地域で暮らしていくために、行政を含めた地域全体でサポートできることは、どんなことだと思いますか。（複数回答可）

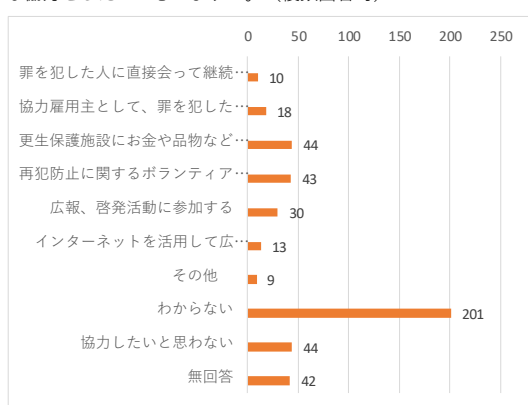
内訳		構成比
地域住民の理解促進	171	17.1%
住まいの確保に向けた支援	115	11.5%
地域生活の足がかりとなる場づくり	101	10.1%
就労支援	251	25.2%
福祉サービスの利用支援	58	5.8%
生きがいづくりの場	109	10.9%
相談窓口の設置	135	13.5%
その他	16	1.6%
特になし	32	3.2%
無回答	10	1.0%
計	998	100%



「就労支援」が最も多く、約3割を占めている。

問29. 罪を犯した人の立ち直りに対してあなたが協力する場合、どのような協力をしたいと思いますか。（複数回答可）

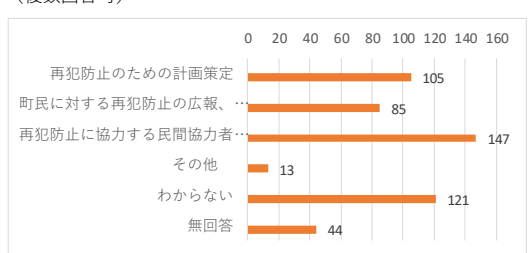
内訳		構成比
罪を犯した人に直接会って継続的に助言や援助をする	10	2.2%
協力雇用主として、罪を犯した人を雇用する	18	4.0%
更生保護施設にお金や品物などを寄付する	44	9.7%
再犯防止に関するボランティア活動に参加する	43	9.5%
広報、啓発活動に参加する	30	6.6%
インターネットを活用して広報、啓発活動の情報を発信する	13	2.9%
その他	9	2.0%
わからない	201	44.3%
協力したいと思わない	44	9.7%
無回答	42	9.3%
計	454	100%



「わからない」が4割以上を占めています。更生保護や再犯防止についての認知度を高める必要があると考えます。

問30. 再犯防止のために行政が取り組むべきものは、何だと思いますか。（複数回答可）

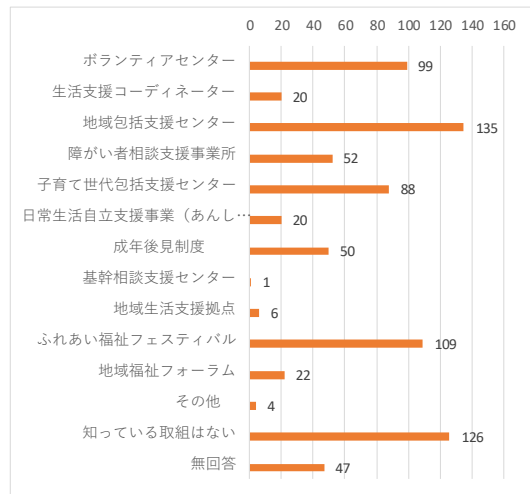
内訳		構成比
再犯防止のための計画策定	105	20.4%
町民に対する再犯防止の広報、啓発活動	85	16.5%
再犯防止に協力する民間協力者に対する活動支援	147	28.5%
その他	13	2.5%
わからない	121	23.5%
無回答	44	8.5%
計	515	100%



「再犯防止に協力する民間協力者に対する活動支援」が若干多く、約3割を占めています。

問31.「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」の取組で知っているものを選んでください。（複数回答可）

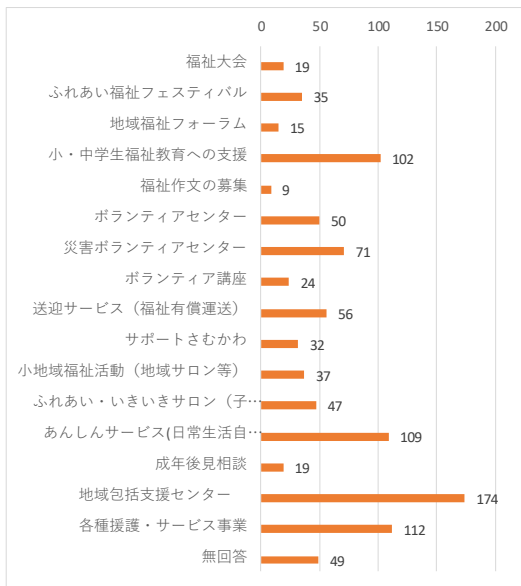
内訳		構成比
ボランティアセンター	99	12.7%
生活支援コーディネーター	20	2.6%
地域包括支援センター	135	17.3%
障がい者相談支援事業所	52	6.7%
子育て世代包括支援センター	88	11.3%
日常生活自立支援事業（あんしんサービス）	20	2.6%
成年後見制度	50	6.4%
基幹相談支援センター	1	0.1%
地域生活支援拠点	6	0.8%
ふれあい福祉フェスティバル	109	14.0%
地域福祉フォーラム	22	2.8%
その他	4	0.5%
知っている取組はない	126	16.2%
無回答	47	6.0%
計	779	100%



「地域包括支援センター」「ボランティアセンター」「ふれあい福祉フェスティバル」が上位を占めています。社会福祉協議会が実施している事業の認知度が高いことがわかります。

問32.社会福祉協議会が行っている事業で、「充実してほしい事業」がありますか。（〇は3つ）

内訳		構成比
福祉大会	19	2.0%
ふれあい福祉フェスティバル	35	3.6%
地域福祉フォーラム	15	1.6%
小・中学生福祉教育への支援	102	10.6%
福祉作文の募集	9	0.9%
ボランティアセンター	50	5.2%
災害ボランティアセンター	71	7.4%
ボランティア講座	24	2.5%
送迎サービス（福祉有償運送）	56	5.8%
サポートさむかわ	32	3.3%
小地域福祉活動（地域サロン等）	37	3.9%
ふれあい・いきいきサロン（子育てサロン等）	47	4.9%
あんしんサービス(日常生活自立支援事業)	109	11.4%
成年後見相談	19	2.0%
地域包括支援センター	174	18.1%
各種援護・サービス事業	112	11.7%
無回答	49	5.1%
計	960	100%



前回に引き続き、「地域包括支援センター」が最も多いです。

2 計画策定の経過

※会議等の経過記載予定

3 寒川町地域福祉計画調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 寒川町地域福祉計画の素案の作成、検討及び各事業の推進を行うため、寒川町地域福祉計画調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町地域福祉計画の素案の作成に関すること。
- (2) 寒川町地域福祉計画の各事業の推進に関すること。
- (3) その他調整会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 町民安全課長
- (4) 町民協働課長
- (5) 町民窓口課長
- (6) 子育て支援課長
- (7) 福祉課長
- (8) 高齢介護課長
- (9) 健康づくり課長
- (10) 産業振興課長
- (11) 学校教育課長

2 本計画と寒川町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に進めるため、寒川町社会福祉協議会職員の参加を求めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 調整会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には健康福祉部長を、副会長には福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 調整会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 調整会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づいた寒川町地域福祉計画の推進を図るため、寒川町地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、町長に対して必要な助言、提言等を行うものとする。

- (1) 寒川町地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民 2人
- (2) 学識経験を有する者 1人
- (3) 茅ヶ崎医師会の代表 1人
- (4) 茅ヶ崎歯科医師会の代表 1人
- (5) 寒川町自治会長連絡協議会の代表 1人
- (6) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表 1人
- (7) 寒川町社会福祉協議会の代表 3人
- (8) 町内の福祉関係団体等の代表 6人
- (9) 神奈川県社会福祉協議会の代表 1人
- (10) 神奈川県平塚保健福祉事務所職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。（前条第2項第1号に該当する委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号）第4条第3号の規定によるものとする。）

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果報告)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、町長に対し会議の結果を報告することができる。

(議事録)

第9条 推進会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第10条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月6日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月31日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

5 寒川町地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 令和5(2023)年6月1日～令和7(2025)年5月31日

	区分	所属	委員名
1	町民の代表	公募	とくざわ こじろう 徳澤 小次郎
2	町民の代表	公募	けついでん 欠員
3	学識経験者	日本福祉教育専門学校 専任講師	やまもと しょうじ 山本 正司
4	茅ヶ崎医師会代表	横山外科・胃腸科 医師	よこやま だいき 横山 大樹
5	茅ヶ崎歯科医師会代表	一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会 常任理事 (とびた歯科口腔外科クリニック)	とびた たかよし 飛田 尚慶
6	町自治会長連絡協議会代表	寒川町自治会長連絡協議会 副会長	もり かずみつ 森 一光
7	町民生委員児童委員協議会代表	寒川町民生委委員児童委員協議会 副会長	みとめ とみよ 三留 当美代
8	町社会福祉協議会代表(3名)	寒川町社会福祉協議会 理事	あまお りゅうこ 天尾 隆子
9		寒川町社会福祉協議会 理事	わたべ しょうじ 渡部 昭二
10		寒川町社会福祉協議会 理事	えとう けいこ 江藤 恵子
11	福祉関係団体等の代表	寒川町シルバー人材センター 職員	なかむら あやの 中村 綾乃
12		寒川町介護サービス事業所連絡会 (特別養護老人ホーム 寒川ホーム)	きとう ごう 木藤 剛
13		寒川町福祉団体協議会 会計	おがわはら ひさえ 小川原 寿恵
14		寒川町障害者事業所連絡会 (社会福祉法人 翔の会 課長)	せきの あつし 関野 淳
15		子育て支援センター代表 (社会福祉法人青い鳥 非常勤)	えだみつ えつこ 枝光 悦子
16		寒川町社会福祉協議会登録ボランティア代表 (寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 個人登録ボランティア)	おざわ ひろし 小澤 宏史
17	神奈川県社会福祉協議会の代表	地域福祉部 地域課 主幹(行政職員)	こばやし さちこ 小林 幸子
18	神奈川県平塚保健福祉事務所職員	平塚保健福祉事務所保健福祉部 保健福祉課長(行政職員)	もちづき まりこ 望月 真里子

6 用語解説

※用語の説明記載予定